

さいたま市
岩槻人形博物館

紀要

第2号



岩槻人形博物館
IWATSUKI NINGYO MUSEUM

さいたま市
岩槻人形博物館
紀要
第2号

目次

狂歌に見る江戸の雛祭り

——「雛狂歌色紙短冊貼交屏風」の資料紹介を通して——

.....

蟹沢 真弓

2

岩槻城下町に伝来する「天保の人形」について

——岩槻の人形史および地域史研究の一環として——

.....

林 進一郎

26

狂歌に見る江戸の雛祭り

——「雛狂歌色紙短冊貼交屏風」の資料紹介を通して——

蟹 沢 真 弓

はつめい

当館が所蔵する「雛狂歌色紙短冊貼交屏風」は、雛祭りや春に関連する狂歌が認められた小型の色紙、短冊が貼り込まれた雛屏風である。令和6年（2024）度の資料購入により当館所蔵となった。

狂歌は、「構想、用語などに滑稽、諧謔の意を盛りこんだ短歌」（註1）であり、江戸が都市として十分に成熟した天明期（1781～1789）に興隆した。面白おかしく、ユーモアのある歌を詠むことを主眼とした狂歌は、肩肘を張らない敷居の低さがあり、身分を問わず、老若男女が熱中し、以後全国的に流行した（註2）。

一方、現在のかたちに近い、上巳の節句に雛人形を飾って女兒の誕生を祝うという「雛祭り」は、18世紀中頃に成立したとされ（註3）、それ以後さらに華やかな行事として発展していくが、それは、狂歌人口が増加していく時期とほぼ重なっているといえる。そのため、上巳の節句に関連する狂歌も多く詠まれており、それらも、当時の雛祭り・雛人形について知れる重要な資料の一つとして捉えることができるだろう。しかし、これまでの人形史研究のなかでは、当時の雛祭りの様子を知られる資料として、川柳や俳諧は度々引用されてきたが、それに比して、狂歌が引用される例はほとんどなかったといえる（註4）。

本稿では、以上のことに鑑み、人形史の俎上にあがることの少なかつ

た狂歌に着目し、「雛狂歌色紙短冊貼交屏風」（以下、貼交屏風）の概要を示したうえで、全47首の狂歌の翻刻を記す。また、本貼交屏風の意義について、若干の考察を試みる。

1. 資料の概要

（1）形状

六曲一雙の小型の貼交屏風である。36名の狂歌師による自筆の狂歌が、小型の色紙24枚、小型の短冊23枚の、計47枚に認められ、各扇に色紙2枚、短冊2枚がそれぞれ対角線上に位置するように規則的に貼り込まれている（後述のとおり、左隻第6扇のみ色紙2枚、短冊1枚）。

右隻・左隻の明確な区別はないが、一隻に24枚、もう一隻に23枚の狂歌が貼り込まれてあるため、本稿では、右隻が24枚、左隻が23枚貼り込まれたものと仮定したい。ただし、後述する竹村秋峰による収載の狂歌を写した雛本「雛屏風狂歌集」では、23枚の狂歌が貼り込まれた隻の第1扇から書写が始まっているため、翻刻や識別のために本稿で任意に付す番号は、雛本と合わせ、左隻第1扇から順に番号を付すこととす

る。

(2) 法量

屏風の各隻及び、各色紙、短冊のサイズは凡そ揃っており、次のとおり。

表装…各約縦37・1 cm、横100・5 cm、厚さ0・85 cm

本紙…各約縦26・6 cm、横89・9 cm

色紙…各約縦5・6 cm、横5・7 cm

短冊…各約縦14・0 cm、横2・7 cm

(3) 表装

大縁は焦茶色の地に桜花等の模様が散らされた裂、小縁は緑色の地に金糸で模様が織り込まれた裂がそれぞれ用いられている。桜花は、貼り込まれた狂歌の内容との季節的な関連性がうかがえる。

椽は黒の漆塗り、銚金具は梅花の鋏と唐草文様があしらわれた金具が用いられている。

(4) 外箱

屏風は外側のみ黒色に塗られた木箱に収められている。木箱は当初からの共箱かどうかは不明だが、後の旧蔵者による墨書の貼り紙が身に2枚、蓋裏に1枚付いている。墨書の内容は以下のとおり。なお、旧蔵者については後述する。

貼り紙1…

「雛屏風／一双／十返舎一九／外三十六子（註5）／たんさく色紙
／四十七枚貼込／[㊦]（朱文長方印「羽間文庫」）」

貼り紙2…

「雛屏風／狂歌集／壹双」

貼り紙3…

「醉竹山房／竹村秋峰蔵」

(5) 附属品

附属品として、昭和23年（1948）3月に、日本画家の竹村秋峰が、本貼交屏風に収載された狂歌を書写した雛本がある。雛本は四つ目綴の和本の2冊セットで、2冊がまとまって収まる紙製の簡易的な袋も附属している。袋は厚手の反故紙で作られており、表面には「廿三年三月 二冊／雛屏風狂歌集」、裏面には「醉竹山房／書□／[㊦]（朱文長方印「羽間文庫」）」と墨書及び印章がある。

雛本の内容は、題箋がそれぞれ「雛屏風狂歌一」、「雛屏風狂歌二」とあり、表紙をめくると、各雛本共、最初の頁に2つの印章（朱文長方印「醉竹山房」、朱文長方印「羽間文庫」）が押されている。その次の頁に、秋峰自身による肉筆の絵画（巻一には雛人形一对、巻二には花）が描かれている（絵画に付された印章はいずれも朱文楕円印「秋峰」）。さらにその次の頁から、狂歌の書写が始まる（巻一は左隻No.1～23、右隻No.24～41まで、巻二は右隻No.42～47まで）。すべての狂歌の書写が秋峰の自筆で綴られているが、一部誤読も見受けられる。雛本の法量は以下のとおり。

雛本…各約縦9・2 cm、横6・5 cm、厚さ0・6 cm

雛本の袋…縦11・0 cm、横6・9 cm、厚さ1・3 cm

なお、本貼交屏風の題名は、旧蔵者による題名は認められるが、当初のものと思われる題名については確認できないため、筆者が資料の概要を基に「雛狂歌色紙短冊貼交屏風」と名付けたものである。

2. 資料の内容

(1) 歌題・詞書

収載された47首の狂歌には、歌題・詞書が記されたものがある。歌題・詞書を点数の多い順に列挙すると、以下のようになる(1首のみの歌題・詞書については、系統ごとに任意の順に記した)。

雛 8首 (No. 2、9、10、12、16、19、29、34)
花 3首 (No. 20、38、45)
雛祭 1首 (No. 32)
寄雛恋 1首 (No. 43)
汐干瀉 1首 (No. 14)
汐干 1首 (No. 42)
鶴 1首 (No. 33)
野俚雉子 1首 (No. 36)
桜 1首 (No. 31)
坂花 1首 (No. 47)
つくし 1首 (No. 40)
雛見せをよめる 1首 (No. 4)
うめをよめる 1首 (No. 39)
不明(判読不能) 1首 (No. 41)
無題 24首

※()内は本稿における狂歌番号。

歌題は「雛」が8首と最も多く、それに次いで「花」が3首、そのほかは、類似するものもあるが、1首ずつとなっている。また、題が記されていないものが24首と最も多いが、内容はいずれも雛に関連したもの

が多く、「雛(ひ、な、ひな、ひいな等の表記も含む。また、「ひな鶴」のひなもここでは含める)」の言葉が含まれる狂歌は、そのうち20首あり、8割以上を占める。雛のほかは、白酒、草餅、曲水の宴、潮干狩り、鶏合などの言葉が見え、上巳の節句に関連する年中行事をほぼ網羅している(註6)。また、上巳の節句に直接関連しないものでも、梅、桜、雉等は、和歌や狂歌における一般的な春の歌題であり(註7)、すべての狂歌が、「春」に関係した狂歌であることがいえる。なお、「花」は「桜」と同義であり、酒月米人(四方滝水)編『増補狂歌題林抄』(文化2年(1805)刊)などの狂歌作法書でも、「桜」の項目に「花」と題した狂歌例も共に掲載されている。その点を考慮すれば、花(桜)として4首とみなすこともできる。

(2) 作者

次に、収載された狂歌の作者について掲げる。狂歌47首のうち、作者が重複しているものが複数あり、それらをまとめると、全部で36名となる(無署名の1首も1名として含む)。収載点数の多い順かつ狂歌番号順に作者名を列挙すると以下のとおりである。作者の詳細は、生没年、主な別号等及び重要事項のみに絞った(註8)。なお、後述するが、本貼交屏風に収載された作者は、式亭三馬編『狂歌鱗』(初編、享和3年(1803)刊)及び、式亭三馬編『狂歌鱗後編諸連判者之部』(文化3年(1806)刊)に掲載された作者を多く含むことが分かった(註9)。よって、前者に掲載された作者名の前に「◎」を、後者に掲載された作者名の前に「◇」を付して示した。

▼3首収載

No. 1、8、37 ◎庭訓舎綾人(??文化10年(1813)筆綾人。本所側判者。

▼2首収載

No. 7、32 ◎鹿都部真顔(宝暦3年(1753)～文政12年(1829))

四方歌垣真顔、狂歌堂真顔。四方側判者。狂歌四天王の一人。

No. 9、20 三星亭千賀江(生没年不詳)都千賀江。千加江とも。文化文政頃の四方側判者。

No. 11、27 ◎便々館湖鯉鮒(寛延2年(1749)～文化15年(1818))幕臣。山の手側判者。

No. 14、21 ◎窪俊満(宝暦7年(1757)～文政3年(1820))尚左堂俊満。一節千杖。浮世絵師。伯楽側判者。

No. 17、45 むめはる(生没年不詳)詳細不明。

No. 23、28 仁義堂道守(明和4年(1767)～天保6年(1835))二代真砂庵。壺側判者。

No. 24、42 ◇麦原笛成(？)～文政10年(1827)樵歌亭笛成。千束側判者。

No. 25、33 宮戸川面(生没年不詳)唯我堂川面。独法師。天明頃より狂歌名が見える。瀬川富三郎編『江戸方角分』(文化14年(1817)～文政元年(1818)頃成立)では故人として掲載される。

No. 30、44 ◎銭屋金埒(宝暦元年(1751)～文化4年(1807))滄洲楼金埒、馬場金埒。四方側判者。狂歌四天王の一人。

▼1首収載

No. 2 十返舎一九(明和2年(1765)～天保2年(1831))戯作者。狂歌を三陀羅法師に学び、神田側に属した。

No. 3 ◎真砂庵干則(？)～文政2年(1819)～浅草干則。岡干則。初代真砂庵。享和2年(1802)に二代桑楊庵を襲名する。浅草側、壺側判者。

No. 4 織月亭嶋人(安永3年(1774)～安政3年(1856))島人とも。肥後国人吉藩主相良対馬守頼徳。狂歌を鹿都部真顔に師事

し、後に狂歌堂の号を授かる。四方側判者。

No. 5 ◎藁部年竹(？)～文化元年(1804)～年竹庵年竹。四方側判者。

No. 6 ◇柳原向(生没年不詳)楊柳亭向。春風堂。伯楽側判者。

No. 10 ◎柿業枝(生没年不詳)千猿亭業枝。神田側判者。

No. 12 万事的丸(生没年不詳)詳細不明。高橋七郎(太華)編『類題狂歌大全』(内外出版協会、1905年)に1首収載されているほか、享和～文化初期(1801～1805)頃とされる葛飾北斎の挿絵入り狂歌本『盆踊』(ボストン美術館蔵)に狂歌と共に名前が見える。なお同書は、三陀羅法師や鈍々亭和樽らの名前が多く見出

せるという(註10)、彼らと繋がりのある狂歌師であったか。

No. 13 ◎三陀羅法師(享保16年(1731)～文化11年(1814))千秋庵三陀羅。神田側判者。

No. 15 ◎花廼屋道頼(？)～文化7年(1810)～少々道頼。本町側判者。

No. 16 ◇千林亭面吉(生没年不詳)木面吉、林秀亭面吉。千秋側判者。

No. 18 岩井有恒(生没年不詳)詳細不明。尾張の画家・牧墨僊が収集した版画の中に、「菊花図」という摺物があり、そこに「東都 岩井有恒」という人物による狂歌が見えるが(註11)、その人物か。

また、「津和野藩伝来摺物」(島根県立美術館蔵(永田コレクショ))のなかの寛政9年(1797)～同12年(1800)の葛飾北斎画による大小暦及び狂歌摺物数点に、狂歌と共に「岩井有常(盤井有常)」という名前が見えるが(註12)、同一人物の可能性があるか。

No. 19 ◎浅草庵市人(宝暦5年(1755)～文政3年(1820))浅草市人。壺市人。浅草側、壺側判者。寛政9年(1797)より浅草庵と名乗る。

No.22 ◎芍薬亭長根（明和4年（1767）〜弘化2年（1845））
菅原長根。下谷側判者。

No.26 羽金鉄人（生没年不詳）詳細不明。「津和野藩伝来摺物」（島根県立美術館蔵〈永田コレクション〉）のなかの葛飾北斎画による大小曆「島台と三方と銚子」（寛政10年（1798））に狂歌と共に名前が見える（註13）。共に収載される狂歌師は、盤井有常（岩井有恒と同一人物か）、宝倉光。

No.29 万支（生没年不詳）詳細不明。

No.31 早成（生没年不詳）詳細不明。寛政9年（1797）及び寛政10年（1798）〜同13年（1801）に出された大小曆の狂歌の作者として「嘉久道早成」という人物の名前が見えるほか（註14）、文化6年（1809）序・鹿都部真顔ほか著『春興四方戯歌名尽』に「角道早成」、「墨池庵早成」という名前が見えるが、同一人物かは不明。

No.34 ◎屋職堅丸（生没年不詳）千首楼堅丸。神田側判者。

No.35 穂並庵真婆行（生没年不詳）山旭亭真婆行、旭真婆行。間婆行、真葉行、間葉行とも。戯作者。穂並連の頭目。

No.36 まつ岡（生没年不詳）詳細不明。

No.38 ◎大屋裏住（享保19年（1734）〜文化7年（1810））萩廼屋裏住。萩屋翁。初号は大奈権厚紀。本町側判者。寛政9年（1797）に剃髪して萩屋翁と名乗る。

No.39 （無署名）

No.40 大東冬名（生没年不詳）瀬川富三郎編『江戸方角分』（文化14年（1817））〜文政元年（1818）頃成立）に生人として掲載されるが、朱楽菅江ほか編『狂言鶯蛙集』巻第14（天明5年（1785）刊）には、「大東冬名身まかりければ詠んでつかはす」という詞書で朱楽菅江による哀傷歌があり（註15）、その時点で故人であった可能性が考えられる。そのため、本貼交屏風の作者及び『江戸方角

分』の人物は二代目の可能性も含めて検証する必要があるか。

No.41 真□（生没年不詳）詳細不明。竹村秋峰による雛本「雛屏風狂歌集」では「真顔」とするが、貼交屏風では、虫損等により2字目が判読不能であり、かつ、筆跡も本貼交屏風における他の鹿都部真顔の狂歌（No.7、32）と異なるため、別人物とした。

No.43 紫碇亭（生没年不詳）詳細不明。

No.46 奴等斎佐十（生没年不詳）三陀羅法師が編纂した狂歌絵本などに名前が見える神田側の狂歌師。

No.47 鈍々亭和樽（？）〜文政5年（1822））祭和樽。狂歌を三陀羅法師に学び、神田側に属した。後に太鼓側頭目となる。

以上のように、36名中、14名が享和3年（1803）刊の『狂歌觸』に、3名が文化3年（1806）刊の『狂歌觸後編諸連判者之部』に掲載され、計17名という約半数に迫る作者が、一連の『狂歌觸』に掲載される判者（狂歌の指導者格）であることが分かる。それ以外の作者も、『狂歌觸』以後に判者となる者や、黄表紙や洒落本などで活躍した戯作者、さらには天明期から活躍する狂歌師も見られるなど、比較的名著で有力な狂歌師らが名を連ねているといえる。

3. 旧蔵者について

当館の所蔵品となる以前の旧蔵者について明確な資料は残されていないが、本貼交屏風には二者の形跡がうかがえる。

(1) 竹村秋峰

まず一人目は、本貼交屏風収載の狂歌を書き写した雛本2冊を記した「竹村秋峰」である（註16）。

竹村秋峰（明治13年（1880）あるいは同15年（1882）〜昭和

31年（1956）は、日本画家で、通称清治、名を允という（名を清治とするものもある（註17））。字は子頭、号は秋峰。別号に、樵月、綠々軒、望湖齋、雀巢亭などがある。愛知県西春日井郡杉村に西脇信清の二男（あるいは三男）として生まれ（註18）、後に大阪市十二軒町の旧幕臣である竹村氏庸の養子となり、竹村家を継いだ。住所の十二軒町から「猗二軒」や、自宅竹藪の竹を好んだため、「醉竹山房」とも揮毫し、落款には「篁」などを愛用していたという（註19）。

秋峰は幼い頃から絵を好み、はじめ愛知県服部雲仙、次いで渡辺秋溪に師事して絵を学んだ。後に、秋溪の紹介で、京都画壇の菊池芳文に師事し、花鳥・山水・人物等を得意とした。文部省美術展覧会（以下、文展）にも花鳥画を出品し、大正4年（1915）第9回文展に「寒月」で初入選し、翌年の第10回文展にも「寒汀」で入選している。

昭和3年（1928）頃からは、俳句の村上鬼城（慶応元年（1865））昭和13年（1938）と交流し、鬼城へ俳画を指導するとともに、自身も鬼城から俳句の手ほどきを受けた（註20）。よって、俳画の作品も多く残されている。

雛本の袋にある墨書のとおり、昭和23年（1948）3月の時点で、本貼交屏風は秋峰の元にあったことは事実であるが、秋峰がなぜ、どのようにこの貼交屏風を入手したのか、また、雛本を制作したのか等については詳らかにされていない。

（2）羽間文庫

次に、もう一人の旧蔵者である「羽間文庫」について述べる。朱文長方印「羽間文庫」の印章は、大阪の「羽間文庫」の蔵書印（図）と知れる（註21）。

羽間文庫は、江戸時代の町人天文学者・間重富（宝暦6年（1756））文化13年（1816））ゆかりの天文学関係資料を中心とした資料群である。間重富の子孫に連なる羽間平三郎（明治28年（1895））昭和47

年（1972））が、散逸していた間重富らの関連資料を生涯をかけて収集し、羽間文庫を創設した（註22）。天文学関係資料のほか、近世（近現代の大阪に関わる資料も収集し、特に『木村兼葭堂日記』の収集及び復刻版の発行で有名である。それらは、平三郎が亡くなった後、平成8年（1996））同11年（1999））にかけて、遺族によって大阪市立博物館（現大阪歴史博物館）に一括寄贈された。その資料群の一部は、平成28年（2016））に、「間重富関係資料」として、国の重要文化財に指定されている（註23）。現在でも天体に関する一級資料として知られるが、そのような羽間文庫において、本資料は、なぜ羽間文庫の収集対象となつたのであろうか。本貼交屏風は、天文学はもとより、直接的には大阪とは関係のない資料のように見えるが、それには収載された狂歌作者の一人である「十返舎一九」が関係しているものと考えられる。

木箱に付された貼り紙をあらためて確認すると、そこには「雛屏風一雙／十返舎一九／外三十六子／たんさく色紙／四十七枚貼込／㊦（朱文長方印「羽間文庫」）（傍点筆者）」とあり、狂歌作者のなかではただ一人、「十返舎一九」のみにフォーカスされていることがうかがえる。

十返舎一九（明和2年（1765））天保2年（1831））は、戯作者で、享和2年（1802））に発表した『東海道中膝栗毛』の作者として知られる。一九の出生は諸説あるが、若くして江戸に出た後、大坂に移り、寛政元年（1789））には近松余七の名で、浄瑠璃『木下蔭狭間合戦』を合作で発表した。その後、寛政5年（1793））に再び江戸に戻り、版元・蔦屋重三郎の食客となつて、多くの黄表紙を発表し、戯作者としての地位を確立した（註24）。

このように一九は、大坂において、浄瑠璃作家という文筆業の最初のキャリアを積んでおり、さらに『東海道中膝栗毛』8編では、土地勘のある大坂を舞台として、名所巡りをする様子を詳細に描写している。以上のことから、羽間文庫においては、十返舎一九を介して、近世大坂に関する資料の一環として、本貼交屏風が収集されたのではないかと推測

されるのである（註25）。

そのほか、十返舎一九への眼差しを裏付ける要素として、本貼交屏風左隻第1扇裏面に貼られた新聞の切り抜き記事も挙げられる。昭和46年（1971）5月22日付の『読売新聞』17面の、西山松之助「日本の道40 その人々 十返舎一九」の記事で、おそらく屏風の裏張紙の損傷を隠すために貼られたものと考えられる。羽間平三郎は昭和47年（1972）に亡くなるため、生前に本人が貼ったものか、あるいは羽間文庫の手を離れてから、その後の所有者によって貼られたものであるかは不明であるが、この記事がセレクトされていることから、旧蔵者らの関心はやはり一九にあったのであろう。

さて、これら二人の旧蔵者、竹村秋峰と羽間文庫（羽間平三郎）の間に接点があったのか、管見の限りでは、確かな証拠は見つけることはできなかった。しかし、羽間文庫は、大阪市福島区海老江に位置し、竹村秋峰の住む十二軒町とは、10キロメートルも離れておらず、同じ大阪圏において、共に文化人である竹村秋峰と羽間平三郎（註26）が何かしらの接点を持つことは、その周辺環境において起こり得ないことではなかったのではないかと推測される。あるいは、直接ではなくとも、平三郎が羽間文庫の充実を図るため、古書籍商等との交流が深かったことを考慮すれば（註27）、彼らを通して収集する経緯に至ったのかもしれない。

なお、両者の収蔵経緯の前後については、雛本にも「羽間文庫」の蔵書印があることにより、先に秋峰が入手し、雛本を作成、その後、その雛本ごと、本貼交屏風が羽間文庫の元へ渡ったものと推測できる。そして大阪市立博物館に寄贈される前までのどこかで、羽間文庫から除外されたものと考えられることができるだろう。

二人がどのような経緯で本資料を手に入れ、また手放したのかは引き続き調査が必要である。

4. 考察

本貼交屏風は、様々な連・側の判者を務める狂歌師らが名を連ねており、狂歌などの国文学研究の分野でも有用な意味を持つ資料と考えられるが、作者や狂歌自体についての詳細の分析は他に譲ることとして、本稿では、主に人形史に関連した事項について検証してみたい。

まず人形史に関連した事項を検証する前に、すべての考察に関わる、本貼交屏風の制作年代について触れておきたい。

（1）制作年代について

はじめに、本貼交屏風の成立の背景について考えてみたい。その成立については、確かなことは分かっているが、各狂歌の筆跡は作者ごとに異なり、一人の筆で書かれたものではないことは明らかである（註28）。また、異なる連・側に所属する狂歌師らの名前が散見されること、多くの狂歌が上巳の節句に関連するものであることなどから、上巳の節句付近で、連・側の垣根を超えた狂歌会等が催されて詠まれたものと推測される（註29）。その一方、貼交屏風という性格上、後世の人物が、収集した狂歌の色紙、短冊を雛屏風に貼り付けた可能性も完全には否定できない。しかし、本貼交屏風の色紙や短冊のサイズは、通常の規格サイズ（色紙・縦21cm×横18cm前後、短冊・縦36cm×横6cm前後（註30）より小型であり、当初から雛屏風のような小型サイズのものに貼り込むことが前提であったと考えられる。また、各色紙や短冊の料紙も、雲紙や水玉紙、雲母摺、金地などの、同じ種類のもので複数枚ずつ含まれているため、やはり同時期にある程度まとまって認められたものと考えた方が自然と思われる。よって現段階では、上巳の節句における狂歌会等に何らかのかたちで参加した狂歌師たちが、雛屏風などの小型の媒体に貼り付けることを前提として小型の色紙、短冊に狂歌を認め、それらが、季節に合わせた桜花の表装があしらわれた雛屏風に貼り付けられた

ものと考えたい。以上から、本貼交屏風は、その成立の点でも、特異なものということが出来るだろう。

上記を前提として制作年代の推定を試みていくが、本貼交屏風は、年代が記された箇所はないため、狂歌の作者等から類推していくしかない。

まずは天明狂歌壇の大御所である大田南畝（四方赤良（註31）、唐衣橋洲、朱楽菅江らをはじめとした初期に活躍した狂歌師らの名前はなく、その後の、いわゆる狂歌四天王といわれた町人狂歌作者ら（鹿都部真顔、宿屋飯盛、銭屋金埒、頭光）のうち真顔、金埒の名前のみが見受けられる。宿屋飯盛（宝暦3年（1753）〜文政13年（1830）は寛政3年（1791）に江戸払いとなり、頭光（宝暦4年（1754）〜寛政8年（1796）は、寛政8年（1796）に没するため、本貼交屏風が様々な連・側の狂歌師が参加しているにも関わらず両者の名前が見えないことから、寛政8年（1796）以降という仮説をまずはじめに立てることができる。

次に狂歌師名の変遷などで年代推定が可能な作者を探してみると、浅草市人が「浅草庵」を名乗るのは寛政9年（1797）からとされ（註32）、さらに、大屋裏住が「萩屋翁」の号を用いるのが同じく寛政9年（1797）であるため（註33）、本貼交屏風はそれ以降の成立と考えられる（註34）。

下限については、「真砂庵」を見ると、本貼交屏風には、後に二代真砂庵となる仁義堂道守の名前も見えるため、ここでの「真砂庵」は初代になると推測されるが、初代真砂庵干則は、享和2年（1802）に二代桑楊庵を襲名する（初代桑楊庵は頭光）（註35）。実際に、享和3年（1803）に刊行された前述の『狂歌鱧』では、「桑楊庵干則」として掲載されている。よって、「真砂庵」の号を使用していたのは享和2年（1802）の襲名前までと考えられる。

以上を踏まえると、本貼交屏風の制作年代は、寛政9年（1797）〜享和2年（1802）頃と推測することができる。

寛政7年（1795）に大田南畝から鹿都部真顔に「四方」姓と判者の地位が譲られ、翌年に頭光が没して以後の寛政9年（1797）には、江戸狂歌壇は鹿都部真顔一人に席捲されていたというが（註36）、本貼交屏風はそのような情勢の頃に成立したものと考えられる（註37）。

なお、大屋裏住の狂歌「折とるハ憎さも憎し心ねのかハゆくも有花のぬすひと」（No.38）は、享和3年（1803）刊の『狂歌鱧』の大屋裏住の狂歌の作例の一つとして、第1番目に掲載されている。作例には過去作が掲載されていると考えられるため、この狂歌が享和3年（1803）以前に制作されたものであることは確かといえる。ただし、同じ狂歌を他の複数の媒体に掲載することはよく見られるため、『狂歌鱧』に掲載されていることが、本貼交屏風に認められた狂歌が先行しているとの理由になるものではない。今後も、本貼交屏風に収載されたいずれかの狂歌が、他の媒体から見つかる可能性は十分あり得るため、それらが見つかった際には、より詳細な年代特定を試みるのが可能になるであろう。

（2）人形史の観点から

以上による、本貼交屏風の推定制作年代を踏まえて、人形史的観点から、狂歌内に見える雛人形に関する言葉の事例・用法について掻い摘んで検証してみたい。

まず、江戸で生まれた、現在の雛人形の源流ともいわれる「古今雛」の名称は、「古金ひいな」（No.16）、「古今雛」（No.21）、「古今ひいな」（No.28）などとして、計3首に登場する。「古今雛」の名称は安永頃に登場したとされ、江戸雛として古今雛が大成されるのは、寛政の改革以降とみられており、さらに文化文政期に大流行を遂げる（註38）。本貼交屏風でも3首に登場するなど、「古今雛」の名称が普及していた頃に詠まれたものと考えられる（註39）。

次に、京の人形店・雛屋次郎左衛門が創始したとされる「次郎左衛門雛」についても、「次郎左衛門」(No.4)、「次郎」(No.25)として2首に見られる(註40)。No.25は、「くろくめてたき」とあるように、棚(雛棚)に飾られた次郎左衛門雛が、経年によって黒く変色している様を詠んでおり、その時間の経過を寿ぐ内容となっている(註41)。この狂歌が詠まれた時点で、次郎左衛門雛は黒くなるほど、古いものであると認識されていたことがうかがえる。これは、寛政の頃に、次郎左衛門雛はすでに流行遅れとなっていたという逸話とも矛盾しない(註42)。

また、「面屋」という言葉が「面屋」(No.12)、「面屋人形」(No.26)として2首に見られるが、これは「面屋」という人形店(あるいは人形師)等を指すものと想像され、この時期における「面屋」のブランドとしての認知度の高さをうかがい知ることができる(註43)。一方、江戸時代後期に活躍した二大人形師である、川端玉山(別号・桃柳軒)と二代原舟月の名前は、本貼交屏風には登場していない。玉山・舟月の語句が用いられた狂歌には、大田南畝による『六々集』(文化11年(1814)〜同12年(1815))に収載された、「舟月玉山が雛のうた／むさし野の原舟月にすべらぎのみやこどりかも玉山の雛」(註44)や、同じく南畝による『七々集』(文化12年(1815)〜同13年(1816))収載の「雛／雛と雛鶏合せんむさし野の、原舟月に皇都玉山」、「はまぐりのあさつき鱸玉山と舟月雛やいかゞみるらん」(註45)などがあるが、「文化の比ハ玉山、舟月両人の細工雛流行」(『我衣』巻一下(註46))などに見られるように、玉山や舟月の名前が現れるのは文化文政期(1804〜1830)とされるため(註47)、本貼交屏風の成立年代を考慮すれば、まだ、彼らの名前が出て来ないのも、結果としては合致していることとなる(註48)。

以上を見ていくと、推定した本貼交屏風の制作年代と、その時代における人形史の現状の通説は矛盾せず、むしろそれを補強するものということができらるだろう。本貼交屏風に収載された狂歌をより精査していく

ことで、双方の理解が深まっていくものと考えられる。

そのほか、狂歌内の語句を検証していくと、人形にまつわる習慣や、当時の言葉の用法を知れる点でも有意義である。

例えば、鹿都部真顔の狂歌「みさかなの栄螺も箱の雛もけふふたを明てそわたをとりぬる」(No.7)では、上巳の節句の頃句である御肴の栄螺も、箱に入った雛人形も、今日蓋を開けて、わた(栄螺は腸(肝))、雛人形は綿)を取った、という内容で、どちらも「蓋を開けてわたを取る」という点を掛けて詠んでいる。本狂歌からは、木箱に人形をしまう際、梱包材として綿も一緒に入れていたことが珍しいことではないことをうかがわせる(註49)。さらに、「棚」(No.3、25、35)、「雛棚」(No.18)という語句が多く見えることから、この時期にはまだ「雛段」よりも、「雛棚」の語句の方が一般的であったと思われる点や(註50)、また、No.24に見られるように、「めびな(めひな)」、「おびな(をひな)」という呼び方が当時からあったことなどがあらためて確認できる。

このように、狂歌に用いられた語句を詳細に見ていけば、庶民の生活におけるその時代の雛祭りや雛人形にまつわる事情を垣間見ることができる。狂歌も川柳や俳諧などと同様に、その内容を理解することで、人形史研究の一助となることが期待され得るだろう。

おわりに

以上、本貼交屏風は、様々な連・側の判者を含む狂歌師らが名を連ねた貼交屏風であり、その制作年代については、寛政9年(1797)〜享和2年(1802)頃と推定され、さらに、色紙や短冊のサイズが通常より小型であり、雛屏風などの小型の媒体に貼られることを前提とした上巳の節句付近における狂歌会等で成立した、特異な貼交屏風である可能性について述べた。それは、「雛」の持つ「小さい」という意味に

掛けて、小型の色紙、短冊に雛等に関連する狂歌を認め、それを雛祭り
で雛人形の背後に立てるのに欠かせない、やはり小型である雛屏風に貼
り込むという、「雛」尽くしの、いかにも狂歌師らしいウィットに富ん
だ嗜好から成立したものともいえるのではないだろうか。

さらに、人形史の観点から見ても、その狂歌内に見える雛祭り・雛人
形にまつわる内容と、推定制作年代の間では大きな矛盾はなく、その事
例の証左として活用できるほか、18世紀末～19世紀初頭における狂歌会
等で、雛を含めた上巳の節句に関連する題詠が行われていたという一つ
の事例として捉えることができる。狂歌の内容からも、この時期におけ
る、いわゆる「雛祭り」の興隆を想起させる資料として位置付けること
も可能なのではないだろうか。

なお、本貼交屏風は、今後、より多くの資料を基に狂歌内容を精査し
ていくことで、さらなる制作年代の特定と新たな発見が期待でき得る資
料であると指摘できる。加えて、この貼交屏風の二者の旧蔵者の存在
も、別の一面でその価値を魅力的なものにしているといえ、その来歴の
確かさが、本貼交屏風の価値を補強するものであることを付け加えてお
きたい。

前述のように、これまでの人形史研究では、狂歌が引用されることは
ほとんどなかったが、様々な狂歌を調査対象としていくことで、今後の
人形史の発展に寄与することができるものと考えられる。本稿は、資料
紹介と問題提起にとどまるが、本貼交屏風が多くの人々の目に届くこと
で、新たな関連資料が見出され、さらなる研究の進展に繋がることを期
待したい。

翻刻

【凡例】

- ・ 竹村秋峰による雛本「雛屏風狂歌集」の掲載順に則り、左隻・第1
扇から順に狂歌番号を振り、翻刻を記した。
- ・ 仮名遣いは原文通りとし、清濁もそのままとした。
- ・ 基本的に旧字体は新字体に改めた。
- ・ 合字はひらいた。
- ・ 虫損等で判読不能の箇所のうち、字数が推定できるものは□で、推
定できないものは「」で示した。

(左隻・第1扇)

No. 1 (短冊)

盃の松のまき画をふりかくす
よも山川の雪のしる酒 綾人

No. 2 (色紙)

雛 十返舎
御茶漬の 一九

十二ひと重

にし の

めた 古ひな

ことく も

なりて

めてたき

No. 3 (色紙)

真砂庵

にきハしき

ひゝなよ棚の

はし迄も

けふハ都の

手ふり人形

No. 4 (短冊)

雛

見せを
よめる

あき人の其名も善次次郎左衛門
まけてハ雛の買あけに書 嶋人

(左隻・第2扇)

No. 5 (短冊)

さかりにはつけんといゝし山人も

我をわするゝ花の此頃 年竹

No. 6 (色紙)

柳原向

蜃気楼とミゆるハ雛の

しゝんてん皿に数ある

蛤の息

No. 7 (色紙)

真顔

みさかなの

栄螺も箱の

雛もけふ

ふたを明てそ

わたを

とりぬる

No. 8 (短冊)

雛ひとつたつきもしらぬ山家にも

やよひを告る猿もゝの花 綾人

(左隻・第3扇)

No. 9 (短冊)

鬼役の鬼一口にくひてけり

ひなの膳部の廿七さい 千賀江

No. 10 (色紙)

雛

ねたられて価の

ほとをしれかしに

一段たかくかさる

はつ雛

柿業枝

No. 11 (色紙)

便々館

湖鯉鮒

曲水のゑん二

もとめて

言の葉も

うかんだ

まゝに

めくるさかつき

No. 12 (短冊)

籬 洞から八面屋の木地の堅地にて
いつれもくづは見へぬ籬居

万事
的丸

(左隻・第4扇)

No. 13 (短冊)

たちならふ京人形の其中に

野呂磨いろなる籬の草餅 三陀羅

No. 14 (色紙)

汐干瀉

尚左堂俊満

あふむけハ

なきの干かたや

春の海

たひら一めん

貝ひろふ人

No. 15 (色紙)

道頼

伝りにいく年

月をふる籬

はけてかしらに
雪をいたゝく

No. 16 (短冊)

籬

設をは六割半もかけぬらし
くらゐの高き古金ひいなを 面吉

(左隻・第5扇)

No. 17 (短冊)

ふみの癖うせなて五たん七たんに
散してかざる籬のミことさ むめはる

No. 18 (色紙)

忠あミ屋

岩井有恒

籬棚の

高き位に

丸くくと

ふとり

合世な

裸人形

No. 19 (色紙)

籬 浅草庵

盃をとる手並

よく顔のつや

赤地もさめぬ

母の壺対

No. 20 (短冊)

花 一枝を盗まれし夜のうたかひハ
月にもかゝる花のしら雲 千賀江

(左隻・第6扇)

No. 21 (短冊)

緞子幕ちうたはた巻初やらに
名付てたつる古今雛かな 俊満

No. 22 (色紙)

芍薬亭
装束ハ
さくら鯛より

美しや

これ□

めの下

一尺の雛

No. 23 (色紙)

道守

千世八千代長々と
きくとの春秋に
立ならんたる
ひな鶴の声

(右隻・第1扇)

No. 24 (短冊)

嫁の節句あそひの種の歌かるた
めひなをひなの中を和らく 笛成

No. 25 (色紙)

家 く

ふ ろ

る く

く 川面

次 たち めて

郎 続き た

さへも たる き

との雛 棚の

No. 26 (色紙)

羽金鉄人

面屋人形

むくろしの

たとへハ

□ □ あちら

白 □ の

葉に

No. 27 (短冊)

うハ玉のすみ酒雪のしろ酒と
雛合よき雛のもてなし 湖鯉鮒

(右隻・第2扇)

No. 28 (短冊)

ならへてはいつれも和歌の本来や
源氏雛も古今ひいなも 道守

No. 29 (色紙)

雛 万支
れんこんハ矢筈
玉子八月にほし
幕こしミゆる
雛の重緒

No. 30 (色紙)

金埒
雛市ハ
言葉に
花を
八重 かさりつゝ
九のえに
かけ直をそ
いふ

No. 31 (短冊)

桜 愛らしき今を蒼の児さくら
こちにハラふハ馴まさけ也 早成

(右隻・第3扇)

No. 32 (短冊)

雛祭 嫁入の外にひるなの道具迄
もゝのやうくねたり出したり 真顔

No. 33 (色紙)

桁丈 つるハ
も 産着の
繼
鶴 直 川面
さす
千 に まゝ
代 毛 や
へん 衣 を

No. 34 (色紙)

雛 屋職堅丸
かさり 御逗
たつる 留
むすめの かな
ひなも 髪の毛
三日 島田
の まけ

No. 35 (短冊)

重緒も干くわしも棚にみちのくや
たてたる雛のきれのにしきゝ 穂並庵

(右隻・第4扇)

No. 36 (短冊)

野悝 ひの袴引間の野路に雛の雉子
雉子 女男ならんて立る一対 まつ岡

No. 37 (色紙)

綾人
両夫にそ
まみへぬ
対の
内裏雛
是そ

No. 38 (色紙)

萩屋翁
花
折とるハ憎さも
憎し心ねの
かハゆくも有
花のぬすひと

No. 39 (短冊)

うめを 柴の戸に錠ハさらねとうめかゝを
よめる かきつけてくるはるのうくひす

(右隻・第5扇)

No. 40 (短冊)

つくし
いにしへの嘶のたねも時を得て
木にもなるてふもちつくし哉 冬名

No. 41 (色紙)

「」
山吹の花ハ蛙の
うた所色も
こきんにならひ
てや咲 真□

No. 42 (色紙)

ふえ成
汐干
節も
しほひ
かた
かちより
ち
かひ
ゆきて
とり
いろ
合
す
の

No. 43 (短冊)

寄 願くハ裸ひいなと身をなして
雛 妹にたかれてねんね 紫倚亭
恋 かな

(右隻・第6扇)

No.44 (短冊)

としを經し浦島か子の箱までも
明てうれしき雛祭哉 金埒

No.45 (色紙)

花 むめはる
石臼のめぐりて
ミれは山川に
ときえて
うつる
花の白酒

No.46 (色紙)

一折をかさるひいな
目のしたに尺あまり
ある落雁の鯛 佐十

No.47 (短冊)

坂花
みならひて詠めん雛の屏風坂
十二ひと重の花の錦を 和樽

註

- (1) 『日本国語大辞典 第二版』第4巻(小学館、2001年)。
- (2) 狂歌についての定義や基本事項については、主に以下を参考にした。濱田義一郎編『天文学―資料と研究』(東京堂出版、1979年)、小林ふみ子『天明狂歌研究』(汲古書院、2009年)、石川了『江戸狂歌壇史の研究』(汲古書院、2011年)、小林ふみ子『大田南畝 江戸に狂歌の花咲かす』(KADOKAWA、2024年)。
- (3) 是澤博昭『ものと人間の文化史 193・人形』(法政大学出版局、2026年)。
- (4) 例えば、日本の人形について、参考資料を豊富に引用活用して通史的にまとめられた、山田徳兵衛『日本人形史』(講談社、1984年。底本『新編日本人形史』(角川書店、1961年)の「第三章 雛祭」においては、川柳が25句、俳諧が5句も引用されているのに対し、狂歌は1首も取り上げられていない。また、現在でも雛祭りに関する研究で広く参考とされる、有坂与太郎『日本雛祭考』(建設社、1931年)、同『雛祭新考』(建設社、1943年)においても、川柳、俳諧、和歌の引用は見られるが、狂歌はいずれも引用されていない。その後の人形史研究においても、主として、これらの先行研究を基本文献としているものが多いため、同様に、狂歌が取り上げられる例は極めて少ない。狂歌が引用された主な例は、前掲註3に数首が見られるなど、わずかにとどまる。
- (5) 「十返舎一九/外三十六子」とあり、旧蔵者である羽間文庫(「3. 旧蔵者について」参照)では、狂歌作者の人数を総勢37名と捉えているようだが、筆者が確認する限り、総勢36名となる(無署名の1首も1名として含む)。
- (6) 上巳の節句に関連する年中行事については以下を参照した。石沢誠司「上巳」『季節を祝う 京の五節句』(京都府京都文化博物館、2000年)。

- (7) 鹿都部真顔率いる狂歌グループ・四方側に属し、真顔の盟友でもある酒月米人(四方滝水)が編纂した『増補狂歌題林抄』(文化2年(1805)刊)などの狂歌作法書の「春之部」に、「梅」、「桜」、「雉」などの歌題が見える。なお、『増補狂歌題林抄』は、当時普及していた一条兼原撰・北村季吟増補による『増補和歌題林抄』(宝永3年(1706)刊)を参照しており、題や語彙などは、和歌に則ることを推奨していたことが分かる(小林ふみ子「講演 江戸狂歌の地方普及・四方真顔の再評価のための序説」『日本文学誌要』91巻(法政大学国文学会、2015年)。
- (8) 作者についての基本情報は主に、狩野快庵『狂歌人名辞書』(文行堂・広田書店、1928年)、市古貞次ほか編『国書人名辞典』第1〜5巻(岩波書店、1993〜1999年)等を参考にした。そのほか、式亭三馬編『狂歌鱧』(初編、享和3年(1803)刊)、式亭三馬編『狂歌鱧後編諸連判者之部』(文化3年(1806)刊)、瀬川富三郎編『江戸方角分』(文化14年(1817)〜文政元年(1818)頃成立)、前掲註2の各書についても適宜参考にした。なお、各狂歌師名や各狂歌師が所属する連・側等は時期によって変化するが、ここでは、時期を定めず主なものについてのみ記載した。
- (9) 『狂歌鱧』は、高点狂歌集が編集・出版されつつあった狂歌壇において、高点を取るための手引書として、各判者の嗜好と主義の案内の需要が見込まれ、刊行されたものという。なお、編者の式亭三馬との関係が影響し、必ずしも狂歌壇の実態を公平に捉えたものとはいえないというが(小林ふみ子『天明狂歌研究』(汲古書院、2009年)、刊行当時の主要狂歌師の情報を知ることができる)。
- (10) 『ポストン美術館浮世絵名品展 北斎』(日本経済新聞社、2013年)。
- (11) 神谷浩「北斎と名古屋―研究序章― 牧墨櫻収集版画帖の紹介を中心に―」『名古屋博物館研究紀要』第18巻(名古屋博物館、1995年)。
- (12) 『新・北斎展 HOKUSAI UPDATED』(日本経済新聞社ほか、2019年)。

- (13) 前掲註12。
- (14) 長谷部言人『大小暦』(宝雲舎、1943年)。
- (15) 『近代日本文学大系』第18巻(誠文堂、1934年)、1020頁。
- (16) 竹村秋峰の経歴については、主に以下を参照した。三島竹堂編『浪華摘英 続』(三島聡恵、1916年)、樋口文山編『日本美術画家詳伝 続篇』(日本美術鑑賞会、1918年)、山川茂雄編『京阪神二於ケル事業ト人物』(東京電報通信社、1919年)、帝国秘密探偵社編『大衆人事録』第12版(帝国秘密探偵社・国勢協会、1937年)、徳田次郎『鬼城と俳画』(若竹吟社、1990年)。
- (17) 荒木矩編『大日本書画名家大鑑 伝記下編』(大日本書画名家大鑑刊行会、1934年)ほか。
- (18) 前掲註17同書では、「愛媛県に生る」とあるが、秋峰がはじめ愛知県の服部雲仙、次いで渡辺秋溪に師事していることから、愛知県生まれが正しいと思われる。
- (19) 詳細は、徳田次郎『鬼城と俳画』(若竹吟社、1990年)に詳しい。
- (20) 前掲註19、同書参照。
- (21) 足立巻一「羽問文庫とその周囲」『博物館研究』第13巻第6号(通巻122号)(日本博物館協会、1978年)に、羽問文庫の解説と共に、朱文長方印「羽問文庫」の印影写真が掲載されている。そのほか、渡辺守邦・島原泰雄編『蔵書印提要』日本書誌学大系44(青裳堂書店、1985年)、渡辺守邦・後藤憲二編『新編蔵書印譜』日本書誌学大系79(青裳堂書店、2001年)などにも印影が掲載されている。
- (22) 羽問文庫については、主に以下を参照した。羽問平安「羽問文庫」(大阪福島ライオンズクラブ、1976年)、足立巻一「学芸の大阪」(編集工房ノア、1986年)、浜本正女「羽問文庫―文庫に生涯を賭けた夫婦―」『大阪春秋』第24巻第3号(通巻80号)(大阪春秋社、1995年)、『特別陳列 羽問文庫―町人天文学者 間重富と大阪―』(大阪市立博物館、1999年)。

(23) 国指定文化財等データベース (<https://kumishitei.bunkago.jp/>) (令和8年(2026)2月20日に利用)。

(24) 十返舎一九の経歴については、日本古典文学大辞典編集委員会編『日本古典文学大辞典』第3巻(岩波書店、1984年)を参照した。

(25) もっとも、羽間文庫には、天文学関係資料、近世・近現代の大阪に関する資料のほか、戦国・江戸時代初期の大名で会津92万石を領した蒲生氏に関する資料や、様々な分野にわたる古典籍・古書も多数含まれている(『特別陳列 羽間文庫―町人天文学者 間重富と大阪―』(大阪市立博物館、1999年)。また、羽間平三郎が晩年にまとめた『羽間文庫 図書目録 第1巻』(羽間文庫、1970年) 目次にも、羽間三家由緒や系図などのほか、「漢詩 和歌 俳諧(句) 歳事記」、「茶の湯 立華 盆石」、「百人一首 かるた 碁 象戯」などの項目が見え、文学や美術など様々なジャンルの資料が収集・収蔵されていたことが分かる。これらの資料についても大坂(大阪)と何らかの関わりがある資料が多いが、それにとどまらない資料も収集されていた様子がうかがえるため、本貼交屏風についても、大坂と無関係に収集された可能性も全くないわけではないとも考えられる。

(26) 羽間平三郎は第二次世界大戦前には方面委員や大阪市会議員、戦後には大阪府貸家組合連合会理事、会長などを歴任したが、代々の地主でもあったという。羽間文庫を通して、各学者・研究者らとの交流も多かった(足立巻一『学芸の大阪』(編集工房ノア、1986年)。

(27) 前掲註26、同書参照。

(28) また、本貼交屏風内における同一署名の筆跡が同じであることを確認し、他の自筆資料等のある著名な作者については、でき得る限り筆跡の精査も行った。

(29) 居住・活動地域ごとに作られた狂歌グループ(連・側)は、定期的に狂歌会を開き、時には連・側を超えて狂歌を詠み合い、異なる連・側の複数の判者による合評制の狂歌会も行っていたという。兼題は、判者それ

ぞれが別々に立っている場合のほか、同じ題で判者が合評する場合もあったという(石川了『江戸狂歌壇史の研究』(汲古書院、2011年)。

(30) 守屋正彦ほか監修『日本美術図解事典 普及版 ―絵画・書・彫刻・陶磁・漆工―』(東京美術、2011年)。

(31) 大田南畝(寛延2年(1749)〜文政6年(1823))は天明7年(1787)に隠居し、狂歌壇を一度退いている。その後、寛政年間には仲間うちの狂歌会にのみ参加し、公務で大坂の銅座に赴任していた時期(享和元年(1801)〜同2年(1802))に「蜀山人」として狂歌を再開する(小林ふみ子『大田南畝 江戸に狂歌の花咲かす』(KADOKAWA、2024年)。

(32) 寛政9年(1797)の歳旦狂歌集『柳の糸』で浅草庵を名乗るとい(石川了『江戸狂歌壇史の研究』(汲古書院、2011年)。

(33) 式亭三馬編『狂歌艦』(初編、享和3年(1803)刊)の大屋裏住の項目に、「寛政九巳年剃髪して/今云菰屋翁」とある。また、「菰の屋翁(先)大屋裏住耳順賀」が寛政9年(1797)正月に開催されたという(小林ふみ子『天明狂歌研究』(汲古書院、2009年)、385頁)。

(34) 宮戸川面も、寛政7年(1795)に「独法師」に改号したという記述が見られる資料があるが(小林ふみ子『翻刻』寛政七年朱楽連歳旦『みとりの色』―北斎伝の一資料―『浮世絵芸術』134号(国際浮世絵学会、2000年)、24頁の翻刻に、「宮戸川面改独法師」として狂歌が掲載されている(掲載の書は寛政7年(1795)刊と推定されている)。さらに長谷部言人『大小曆』(宝雲舎、1943年)、144頁にも、やはり寛政7年(1795)に出された大小曆の狂歌の作者のなかに、「川面改独法師」と見える)、翌寛政8年(1796)には、再び「唯我堂川面」の名で大小曆を出しており、「独法師」の号は使用されていない(『大小曆』、145頁)。同様に、「津和野藩伝来摺物」(鳥根県立美術館蔵(永田コレクション))のなかの葛飾北斎画による狂歌摺物「三方の盃」(寛政9年(1797))、大小曆「明け鳥」(寛政9年(1797))にもそ

れぞれ、「唯我堂宮戸川面」、「唯我堂川面」と名前が見え、寛政9年（1797）でも引き続き「川面」の号を使用していたことがうかがえる（『新・北斎展 HOKUSAI UPDATED』〈日本経済新聞社ほか、2019年〉）。また、瀬川富三郎編『江戸方角分』（文化14年〈1817〉）文政元年（1818）頃成立）などにも「独法師」の号の記載がないため、どの程度「独法師」の号が用いられていたかは検証が必要であり、かつ独法師に改めて以降も、川面の号が引き続き使用されていた事実により、川面の号の使用を根拠にした年代推定は今回は行っていない。

(35) 市古貞次ほか編『国書人名辞典』第3巻（岩波書店、1996年）、小林ふみ子『天明狂歌研究』（汲古書院、2009年）、鈴木淳「北斎画『百轉』考」『国文学研究資料館紀要』第38号 文学研究編（国文学研究資料館、2012年）など。

(36) 文化14年（1817）刊の『狂譚弄花集』に転用された、寛政9年（1797）仲夏付の唐衣橘洲の一文が、寛政期の狂歌界の状況を知る資料としてよく引用される。すなわち、「真顔・飯盛・金埒・光か輩ついでおこり、これを世に狂哥の四天王と称せしも、飯盛はことありて詠をと、め、光はやく黄泉の客となり、金埒は其業によりて詠を専とせず。真顔ひとり四方哥垣と名のりて、今東都に跋扈し威霊のさかむなる、まことに草鞋大王なり。また一己の豪傑ならずや。是につぎて名た、るもの浅草に市人、玉池に三陀羅をはしめて枚挙するにいとまあらず。」（石川了『江戸狂歌壇史の研究』〈汲古書院、2011年〉、517頁）。

(37) なお、本貼交屏風に収載された狂歌作者のうち、他の作例の少ない「羽金鉄人」や「岩井有恒（常）」の名前が、「津和野藩伝来摺物」（島根県立美術館蔵〈永田コレクション〉）のなかの寛政9年（1797）〜同12年（1800）の摺物に見られることや、同じく他の作例の少ない「万事的丸」が、享和〜文化初期（1801〜1805）頃とされる葛飾北斎の挿絵入り狂歌本『盆踊』（ポストン美術館蔵）に見られることなどは（2. 資料の内容（2）作者）参照）、本貼交屏風の推定制作年代を後

押しするものとも考えられる。

(38) 是澤博昭『決定版 日本の雛人形 江戸・明治の雛と道具六〇選』（淡交社、2013年）。

(39) ちなみに、No.21の雀俊満の狂歌「緞子暮ちうたはた巻初やらに名付てたつる古今雛かな」は、『古今和歌集』の紀貫之による仮名序の有名な一節、「すべて千歌ちうたはた巻二十卷、名つけて『古今和歌集』といふ」（佐伯梅友校注『古今和歌集』〈岩波書店、1981年〉、21頁）を踏まえ、「古今雛」と「古今和歌集」を掛けて、フレーズを引用して詠み込んだものと思われる。

(40) 次郎左衛門雛には、庶民向けの「面長でやリアルでのっぺりとした公家風の顔立ちのもの」と、上流の武家や公家に長く重んじられた高級な「丸顔に引き目・鉤鼻の独特の表情をもつ」ものの、2つの型があったことが指摘されている（是澤博昭『六義園・柳沢家の雛祭―「宴遊日記」にみる江戸の人形文化―』〈ミネルヴァ書房、2022年〉、221頁）。同書によれば、前者は今日の享保雛に近いものであったといい、この狂歌に詠まれている次郎左衛門雛も庶民の雛と考えられるため、そのようなものであったのかもしれない。

(41) 同様の趣向のものとして、No.2の十返舎一九の狂歌も「御茶漬の十二ひと重の古ひなにもにしめたことくなりてめでたき」として、古い雛人形が煮しめたように色が変色した様子を寿ぎ、No.15は、「伝りていく年月をふる雛はけてかしらに雪をいたく」として、経年により髪が取れて、頭が白くなる様子を詠んでいるものなどが見られる。

(42) 寛政10年（1798）刊行の烏亭焉馬撰『落嘶無事志有意』内に収載された、明石月影作の「十軒店」という小嘶が知られる（売れ残りの次郎左衛門雛が十軒店に押しかけて、京下りの新雛に喧嘩をふっかけるというもの）。なお、天保10年（1839）に刊行された『開卷百笑』は、『落嘶無事志有意』の再板改題本である（『近世文芸叢書』第6〈国書刊行会、1911年〉ほか）。さらに、川柳では、天明（1781）頃

の雛分けを詠んだと思われる句に、「妹の方へ次郎左を分けてやり」というものがあり、天明の頃にはすでに流行遅れになっていたとみられるという（山田徳兵衛『日本人形史』〈講談社、1984年〉、178頁）。

- (43) 「面屋」が具体的にどのような店であったのか詳細は不明だが、安永7年（1778）～天明4年（1784）の「組合人用帳」（国立国会図書館蔵。「雛人形仲間公用帳」に附属する）によると、この時期に十軒店、尾張町に「面屋」を冠する人形店が多数存在していたことが知れる。特に天明3年（1783）には、十軒店の全店数26軒のうち、3軒が面屋久次郎によるもので、この年、十軒店の中で最も多い分担金（本店一分、出店二朱、小店四百文）を負担しており、有力店であったことがうかがえる。

- (44) 濱田義一郎ほか編『大田南畝全集』第2巻（岩波書店、1986年）、228頁。
(45) 前掲註44、302頁。

- (46) 柴田光彦「翻刻 曳尾庵雜記『我衣』卷一下」『早稲田大学図書館紀要』第21号（早稲田大学図書館、1980年）、42頁。

- (47) 前掲註3。

- (48) もっとも、本貼交屏風の推定制作年代時に勢力のあった鹿都部真顔は、狂歌は和歌の伝統に連なる俳諧歌であるという趣旨の俳諧歌説を唱え、全体的に温雅な詠みぶりを推奨しており、題詠の点でも、和歌世界のなかには存在しない「職人」（職業人）たちが行き交う当世の都市の暮らしの知識を前提としない、普遍的な題で詠むことのみを求めているという（小林ふみ子「講演 江戸狂歌の地方普及・四方真顔の再評価のための序説」『日本文学誌要』91巻〈法政大学国文学会、2015年〉）。それに則れば、真顔率いる四方側の狂歌師らは、職人である彼らを狂歌に詠み込むことはあまり考えられないが、前述のとおり、本貼交屏風には様々な連・側の狂歌師らが含まれており、実際に「面屋」について詠まれているものもあるため、貼交屏風全体で考えればこの限りではないと考えら

れる。

- (49) 雛人形のしまい方には、顔を吉野紙でくるみ、箱の中に樟脳を入れてしまったたり、雛人形を大きな紙で包んで、それに樟脳を入れてしまっておくこともあったという（山田徳兵衛『日本人形史』〈講談社、1984年〉）。また、頭を抜いて胴と別々の箱にそれぞれ樟脳を入れてしまう例が、前掲註42の「十軒店」の小噺からも知れる（『日本人形史』）。

- (50) 雛段の段の数を多くするのは、江戸あたりで流行したといい、宝暦（1751～1764）頃までには、2段、3段とする家庭も現れ、さらに安永（1772～1781）前後には、4段、5段にする家庭もあったという（山田徳兵衛『日本人形史』〈講談社、1984年〉）。それによれば、本貼交屏風の推定制作年代頃には雛段がある程度普及していたと考えられるため、ここで「雛棚」の語句の使用が多いのは、「雛棚」の使用も継続して広く行われていたのか、語句の意味・用法の違いであるのか、引き続き検証が必要である。

（かにさわ・まゆみ さいたま市岩槻人形博物館学芸員）



外箱、雛本の袋、雛本「雛屏風狂歌集」

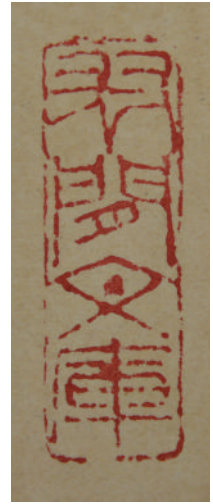
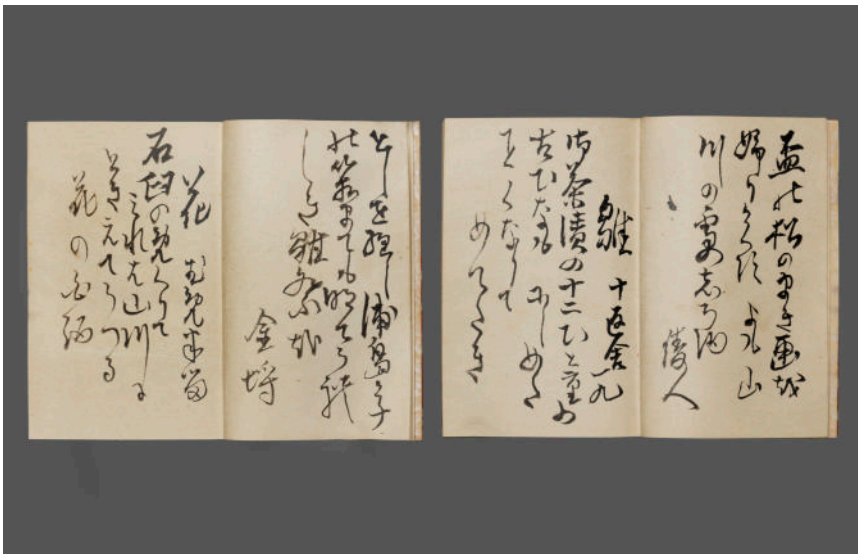


図
「羽間文庫」蔵書印印影



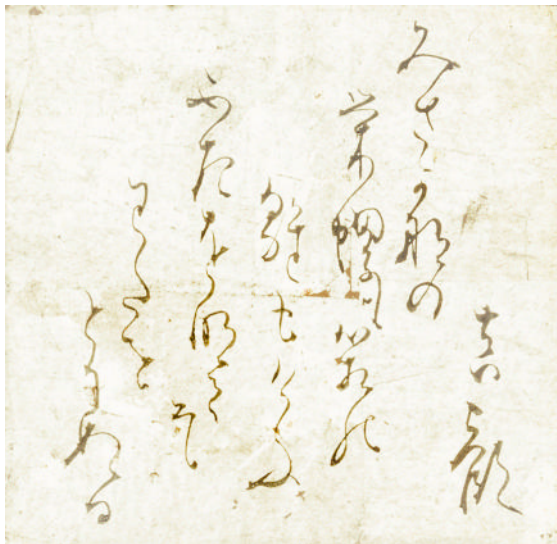
雛本「雛屏風狂歌集」



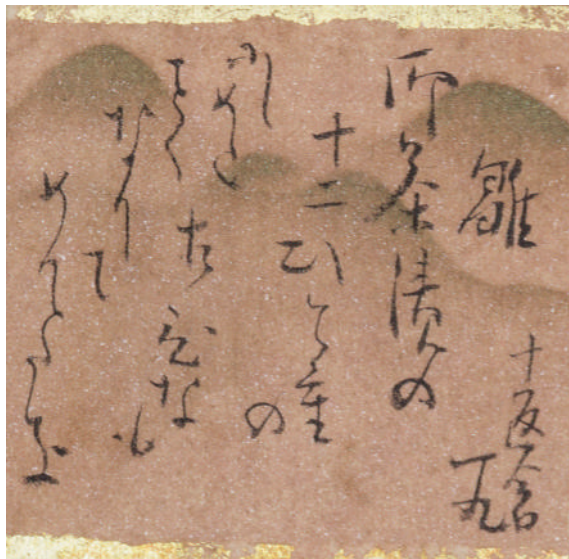
右隻



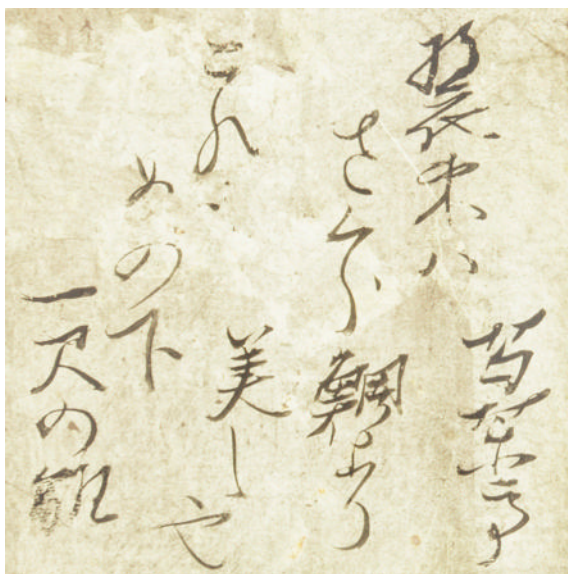
左隻



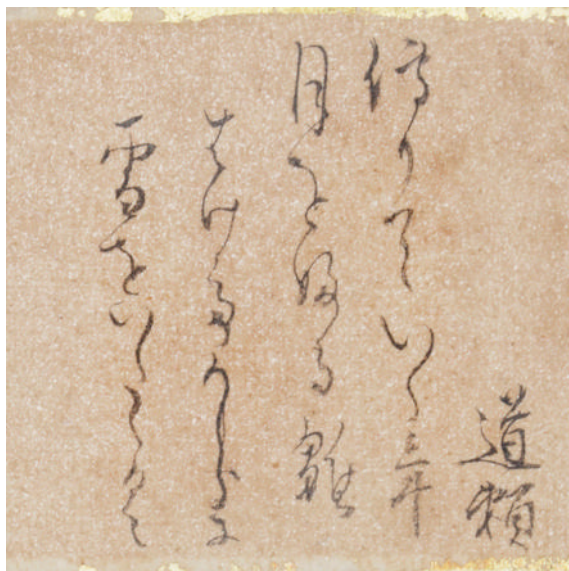
No. 7
鹿都部真顔



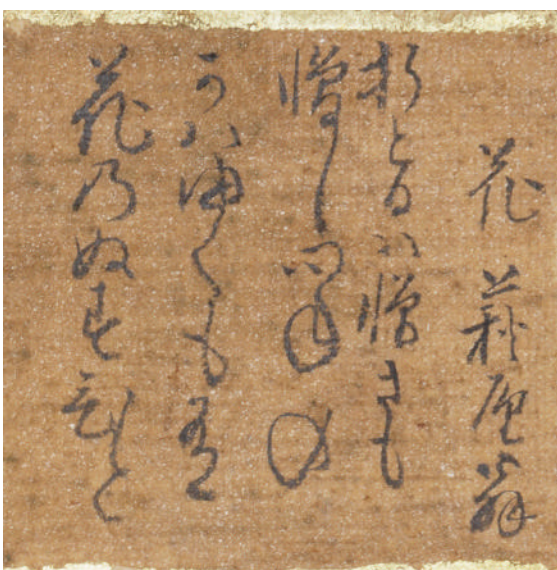
No. 2
十返舎一九



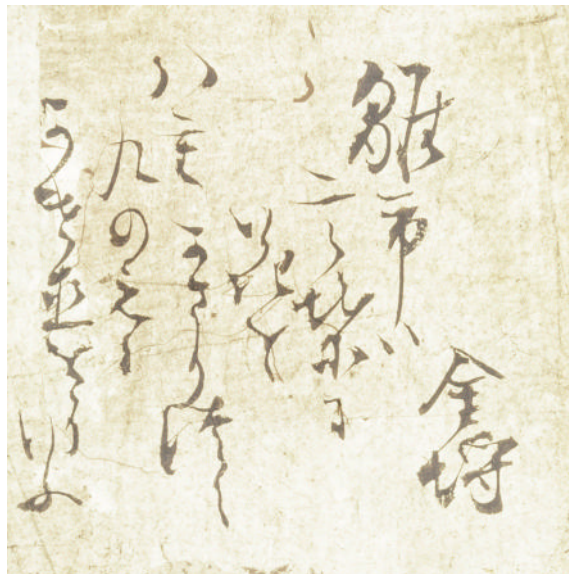
No. 22
芍薬亭長根



No. 15
花廼屋道頼

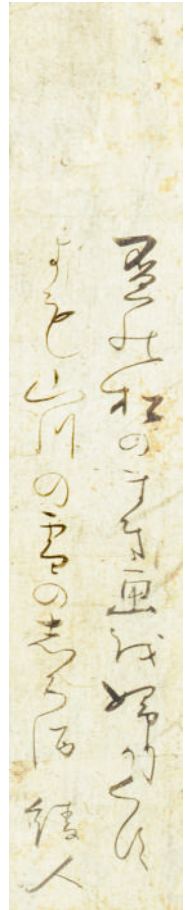


No. 38
大屋裏住



No. 30
銭屋金埒

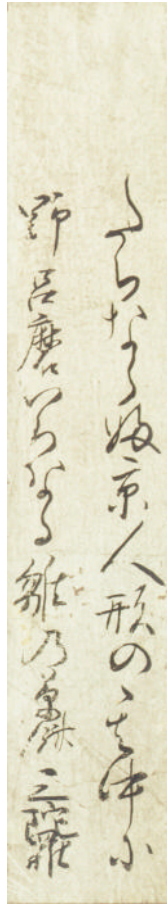
No. 1
庭訓舎綾人

A vertical strip of aged paper with handwritten Japanese text in a cursive style. The text is arranged in two columns, reading from right to left. The characters are dark and somewhat faded, typical of old documents.

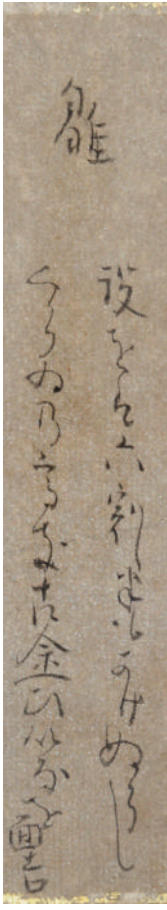
No. 5
藁部年竹

A vertical strip of paper with a blue and white marbled pattern. It features handwritten Japanese text in a cursive style, arranged in two columns.

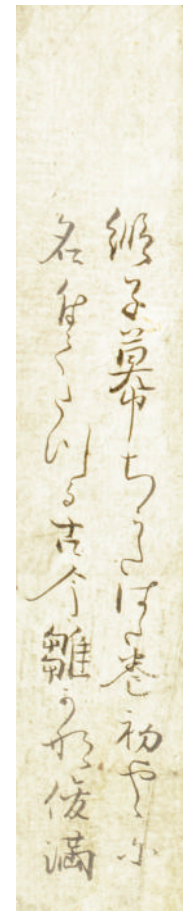
No. 13
三陀羅法師

A vertical strip of aged paper with handwritten Japanese text in a cursive style, arranged in two columns.

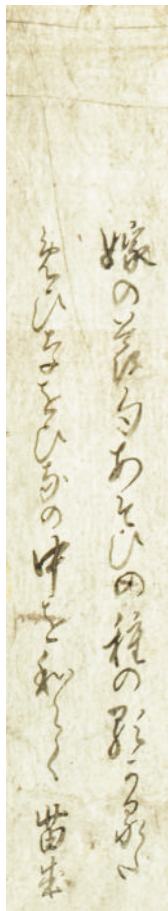
No. 16
千林亭面吉

A vertical strip of aged paper with handwritten Japanese text in a cursive style, arranged in two columns.

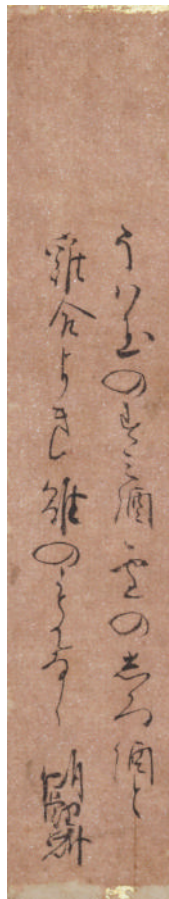
No. 21
窪俊満

A vertical strip of aged paper with handwritten Japanese text in a cursive style, arranged in two columns.

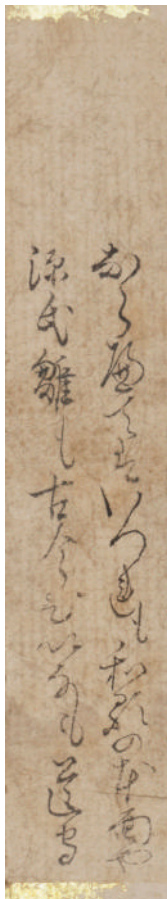
No. 24
麦原笛成

A vertical strip of aged paper with handwritten Japanese text in a cursive style, arranged in two columns.

No. 27
便々館湖鯉鮒

A vertical strip of aged paper with handwritten Japanese text in a cursive style, arranged in two columns.

No. 28
仁義堂道守

A vertical strip of aged paper with handwritten Japanese text in a cursive style, arranged in two columns.

岩槻城下町に伝来する「天保の人形」について

——岩槻の人形史および地域史研究の一環として——

林 進 一 郎

はじめに

本稿は、かつての岩槻城下九町のうちのひとつである「横町」(註1)に伝来する人形(以下、通称である「天保の人形」と呼ぶ)について考察するものである。

「天保の人形」は、旧横町に建立されている三峯神社(さいたま市岩槻区本町4丁目)に保管されており、これまで三峯神社の運営を担うさいたま市岩槻区栄町自治会によって管理されてきた。「天保の人形」が広く世に紹介されたのは、昭和57年(1982)刊行の『岩槻市史料』の民俗調査報告書においてである(註2)。その後、『岩槻市史』の民俗史料編でも取り上げられ(註3)、これまでいくつもの文献で紹介されてきた(註4)。ただし、その由来などについては関連史料が残されておらず、また伝承としてもほとんど語り継がれていないため、市史では詳細が不明とされ、その後も明らかにされてこなかった。

しかし、「天保の人形」が岩槻城下町に伝来した限り、それがいつ、どこで作られたのか、さらにはどのような目的や意味があったのかという疑問は、岩槻人形史を考えていくうえでは避けて通ることのできない問題である。

また、これまでの岩槻人形史では、人形作りの起源に関する伝承が残りつつも、江戸時代の人形作りに関する史料は確認されてこなかった

が、最新の研究では、江戸時代後期の岩槻城下周辺で人形作りが行われていたことが史料的に明らかにされている(註5)。今後さらに江戸時代の岩槻における人形作りの歴史を掘り起こし、岩槻人形史を豊かにしていくためには、新史料の発掘とともに、これまで見過ごされてきた人形や史料・事象などを再検討していくこともまた必要であると考える。そこで本稿では、「天保の人形」について、わずかに残された伝承や史料を手掛かりに、最新の岩槻人形史の研究成果もふまえながら、あらためてその来歴や目的を検討してみたい。

なお、本稿の第一の目的は「天保の人形」の検討であるが、そのためには「天保の人形」の周辺を明らかにする必要がある。そしてそれは「天保の人形」が受け継がれてきた、岩槻城下の横町に関する近世・近代史の解明に寄与することも少なくないと思われる(註6)。その意味で、本稿は「天保の人形」に関する検討を通じて、岩槻の地域史の一端を明らかにすることを第二の目的とする。本稿の副題を「岩槻の人形史および地域史研究の一環として」とした所以である。

一 「天保の人形」の概要

ここでは、次章以降の前提として「天保の人形」の概要を確認しておきたい。前述したように「天保の人形」は、さいたま市岩槻区本町4丁目の三峯神社に伝来する人形である（画像1参照）。高さ約60センチメートルにもおよぶ大型の人形で、その特徴として以下の点を挙げることができる。第一に人形は単体ではなく、人形を乗せるための神輿と一式で残されていることである（画像2参照）。神輿は、堂の部分に人形を納めることができる仕様で、堂の高さは約130センチメートルある。いわば〈人形神輿〉というスタイルとなっている点に大きな特徴がある（註7）。第二に人形は、頭には冠、手には軍配団扇、腰に刀剣を差して、唐人風の衣装を身にまとっていることである。人形の種別は節句人形や御所人形の類ではなく、そのモデルが異国人であることは明らかである。

これらの特徴的な要素を持ちつつも、「天保の人形」は、何のための人形か、その目的やモチーフなどは未解明のまま今日に至っている。昭和50年代の『岩槻市史』においては人形の技法や素材などの特徴について調査が行われており、頭・胴・手は桐材、眼はガラス、要所に「手打ちの釘」が使用されていることなどが報告されている（註8）。その後、幾度か行われた修復によって、現在では部位の取り外しはできず、人形そのものの調査からのアプローチは難しい状況となっている。

ただし、検討の手掛かりが全くないわけではない。残されている伝承や史料は少ないが、そのなかにあつて次の2点は有力な手掛かりになると思われる。ひとつは「天保の人形」の持ち主に関する伝承があること、ふたつには人形と神輿に付随する大小の木箱の蓋裏に「天保十二年辛丑九月吉日」の墨書銘があつたとされることである（註9）。いずれもこれまでの調査・研究では深く掘り下げられておらず、検討の余地が残っている。そこで、次章以降では、この2点を手掛かりとして、「天

保の人形」についてあらためて検討していきたい（註10）。

二 「天保の人形」の持ち主・「鈴木サゴヘイ」とは誰か

持ち主に関する伝承の初見は、昭和57年（1982）の『岩槻市史料』の民俗調査報告書のなかの「鈴木サゴヘイ氏（財産家）の持っていた人形かという説がある」という一節である（註11）。この2年後の昭和59年（1984）に刊行された『岩槻市史』の民俗史料編でも同様に紹介されている（註12）。

これに対して、近年の岩槻人形史の成果である『百年誌 岩槻の人形』では、「この人形は、町内の醤油醸造業を営んでいた鈴木佐五兵衛が奉納したと伝えられている」とあり、「サゴヘイ」が「佐五兵衛」、「財産家」が「町内の醤油醸造業」とされている（註13）。書籍の性格から典拠までは示されていないが、何らかの情報をもとに市史以降の調査結果が反映されたものと思われる。

そこで、まずはこの「町内の醤油醸造業を営んでいた鈴木佐五兵衛」について、その実像を検討する。なお、持ち主に関する伝承は「天保の人形」の周辺を明らかにし、その来歴や目的に迫るための重要な手掛かりとなるため、以下では煩をいとわず、「鈴木佐五兵衛」について可能な限り明らかにしていきたい。

（一）明治時代の岩槻町・鈴木佐五兵衛家

手始めに、国立国会図書館デジタルコレクションをもとに「鈴木佐五兵衛」に関する史料を調査したところ、明治14年（1881）の第2回内国勸業博覧会の出品目録に「醤油（一）大豆小麦塩醸造、武蔵国南埼玉郡岩槻町、同上鈴木佐五兵衛」との記載が確認できた（註14）。これにより明治時代の岩槻町に醤油醸造業を営む「鈴木佐五兵衛」という人物が確かに存在することがわかった。さらに埼玉県立文書館の吉田

(実) 家文書のなかに次の史料が確認できた(註15)。

醤油売出し

⑩印 壺樽代 壺円三十五銭

⑪印 同代 壺円五銭

⑫印 同代 七拾七銭

⑬印 同代 五拾七銭

各位様御静福之条奉慶賀候、随而私店義是迄御鼠貞ニ預り日増ニ繁栄(由)

難有奉萬謝候処、御礼トシテ来ル廿一日ヨリ三十一日迄之間鹿景差上

候間、多少ニ限ラズ御用向被仰付度奉懇願候也

明治拾九年一月日

武州岩槻横町

⑭「一三」肴屋鈴木佐五兵衛

吉田(実) 家文書は、江戸時代には岩槻藩領に隣接する埼玉郡横根村(はじめは岩槻藩領。宝暦6年(1756)より幕府領)で名主を務め、明治以降は戸長などを務めた吉田家に残る文書群である。右の史料は、明治時代において鈴木佐五兵衛が岩槻町周辺で醤油の販売を行っていたことを示すものであるが、ここで注目したいのは末尾の署名である。ことから、第一に鈴木佐五兵衛が「横町」に居住していたこと、第二に「一三」(カネサン)という家印(商標)を使用していたこと、第三に「肴屋」という屋号を名乗っていたことが判明する。

鈴木佐五兵衛の居住地が横町であったことは重要な情報である。この点と関わって、さいたま市岩槻区本町2丁目にある猿田彦神社内の明治36年(1903)1月に建立された「道路修繕之碑」に刻まれた寄附者に次のようにある点は注目される(註16)。

横町佐五兵衛四代目

金五十円

鈴木 佐吉

ここから、横町に代々「佐五兵衛」を通り名とする鈴木家が存在したこと、明治30年代の同家の当主は「佐吉」であったことがわかる。「横町佐五兵衛四代目」と名乗っている点に、(横町の佐五兵衛家)という自負が家意識が読み取れるが、この背景には当時の佐五兵衛家の経済的状況が推察できる。この碑には道路修繕に係る寄附者31名の名前が記されているが、佐吉はその先頭に位置し、佐吉に準ずる高額の寄附は「金六円」の二上作蔵である。二上作蔵は明治後期に岩槻町で白木綿商を営み(註17)、明治33年(1900)に設立計画が起きた株式会社岩槻銀行の発起人にも名を連ねる「岩槻町の有力者」とされる人物である(註18)。その二上でも「金六円」であることからすると、鈴木佐吉の寄附額の多寡は明らかだろう。

鈴木佐吉については、明治30年(1897)の南埼玉郡の所得税調査において、反別は11町4反余歩を有しており、これは同調査の岩槻町の納税者のうち上から11番目に多い(註19)。断片的ではあるが、これらの事実をふまえれば、明治30年代の佐五兵衛家(当主は佐吉)は、岩槻町において経済的上位に位置する富裕層であったことが推察できる。「道路修繕之碑」の「横町佐五兵衛四代目」という佐吉の肩書は、そうした経済的状況が家意識として表出されたものと捉えられるだろう。

ところで、各種史料を調べていくと、明治前・中期頃に、東京の京橋区東湊町1丁目を住所として、京橋区の将監河岸に河岸地免許を持ち、味噌・米穀問屋を営む「鈴木佐五兵衛」が存在することがわかった(註20)。これが岩槻町の鈴木佐五兵衛と同一人物であることは、①「一三」(カネサン)という家印(商標)が同一であること(画像3参照)、②埼玉県に戸籍が置かれ、家族および商売の後継者として「鈴木佐吉」が確認できることから間違いないと思われる(註21)。

明治時代における鈴木佐五兵衛家の醸造業経営についての詳細は不明であるが、管見の限り、佐吉の初見は明治20年(1887)の埼玉県醤油醸造組合の規約書で(註22)、明治24年(1891)の第3回内国勸

業博覧会では佐吉が醤油を出品している（註23）。一方で、佐五兵衛については、明治20年代後半まで東京・東湊町1丁目を住所に味噌問屋・米穀問屋を営んでいたことが確認できる（註24）。また、明治25年（1892）刊の『日本全国商工人名録』では、佐五兵衛（画像3参照）のほかにも、佐吉も「醤油醸造販売」として名前が確認できる（画像4参照）。これらの点をふまえれば、明治20年（1887）頃から佐五兵衛とともに佐吉も商売を開始し、佐五兵衛は東京に拠点を置いて味噌・米穀問屋、佐吉は岩槻町において醤油醸造業と棲み分けをしながら商売を営んでいた様子が推察できる。前述した明治30年代の鈴木佐五兵衛家の経済的状况は、こうした手広い経営に基づいていたものと思われる。

以上から、明治時代の岩槻町に醸造業などを経営する鈴木佐五兵衛家が存在したこと、同家は横町に居住しながら東京にも拠点を置くなど、当該時期の岩槻町において経済的上位に位置する富裕層であることがわかった。鈴木佐五兵衛家が横町の住民であった点は、持ち主に関する伝承の信頼性を高めるものといえるだろう。また、同家が富裕層であった点も、「天保の人形」の維持・管理、さらには製作の観点から注目すべきである。すなわち、神輿と一式となっている「天保の人形」は物理的に大きく、その維持・管理には相応の収納場所が必要であり、またその製作にも少なくない費用が掛かっていたものと想像される。この点で明治時代の鈴木佐五兵衛家の経済的状况は、それを可能とするものであったと思われる。

なお、明治40年代以降の鈴木佐五兵衛家については、史料的にその消息が確認できない。この点については、明治41年（1908）2月13日の『埼玉新報』で「鈴木佐五兵衛氏は有名の醤油製造家たりしが、投機業に失敗せりとかにて此程閉店せり」と報じられていることから（註25）、同年頃に廃業したものと推察される。これまで持ち主に関する伝承が残りつつも「鈴木サゴヘイ」の存在がはつきりしてこなかったのは、こうした鈴木佐五兵衛家の動向が影響しているのかもしれない。

（2）江戸時代の横町・肴屋佐五兵衛

さて、ここまで明治時代の鈴木佐五兵衛家を概観してきたが、同家の歴史が史料的にどこまで遡れるのかも確認しておきたい。後述するように、「天保の人形」が江戸時代天保期に製作された可能性があるためである。管見の限り、江戸時代における鈴木佐五兵衛家の動向を具体的に知ることができるのは、次の史料である。

横町 肴屋佐五兵衛殿

十二月十二日

一 斉田式拾壹俵

大坂屋平五郎殿出

此太三太

此舟ちん八百七拾式文 上下藤七舟

十四日

一 斉田三拾五俵

大坂屋平五郎殿出

此舟ちん壹貫四百五拾六文 下要蔵、上末田

これは、岩槻藩の御船方として元荒川の舟運を差配し、新曲輪町名主を務めていた原田家に残された、天保13年（1842）12月付「御料所御年貢運賃并町方運賃書抜帳」の一部である（註26）。この帳面には、新曲輪河岸における商品取引に係る廻船運賃の書き上げが原田家の取引先ごとにまとめられており、取引先の一人として「横町 肴屋佐五兵衛」の名前が確認できる。右の史料では、佐五兵衛が江戸の「大坂屋平五郎」から購入した「斉田」（阿波国鳴門地域で生産される「斉田塩」と思われる）の輸送に係る「舟ちん」が書き上げられている。佐五兵衛は、このほかにも赤穂塩や鯉節、鮭などを江戸から購入しており、元荒川の舟運を通じて江戸から入手した各種商品を岩槻城下で販売していたものと思われる。

江戸時代の鈴木佐五兵衛家の経営状況の詳細は不明だが、慶応3年(1867)2月に城下近郊の笹久保新田村の卯之助から4反4畝23分の田畑を請けた質地証文が残されており(註27)、明治4年(1871)時点でも同村に田畑を所持していたことが確認できる(註28)。つまり、幕末維新期には近隣の村に土地を所持して地主経営を行っていたと考えられ、商家として経済的な成長を遂げていたものと思われる。前節で確認した明治時代の経営も、こうした歴史的前提をふまえる必要がある。この点で鈴木佐五兵衛家が天保期に「天保の人形」を製作し得る経済力を有していた可能性は十分に推測することができるだろう。

ところで、江戸時代の鈴木佐五兵衛家の史料的な初見は、管見の限り、横町に隣接する「杉並町」(註29)の秋葉神社(現さいたま市岩槻区仲町1丁目)の文政13年(1830)9月建立の常夜灯である。この常夜灯は一对で、基礎の台座の背面に「横町 杉並」と大きく刻まれていることから、横町と杉並町の人びとによつて建立されたことがわかる。それぞれの基礎の台座には計93名の寄附者名が刻まれており、その名前から正面向かって右の常夜灯には横町、左が杉並町と、町ごとに寄附者名がまとめられていると判断できる。ただし、それぞれの常夜灯には少数ではあるが、町外の人びとの名前も確認できる。いずれも寄附者名の最後には「世話人」の名前が刻まれており、横町側の「世話人」として佐五兵衛の名前が確認できる(註30)。

世 酒屋甚兵エ

伊勢屋佐吉

井筒屋茂助

話 鮎屋藤吉

伊勢屋平次郎

刀屋平四郎

人 肴屋佐五兵エ

横町側の寄附者は「世話人」を含めて43名(ただし、うち2名は東谷原村・市宿町の者が名を連ねている)を数える。当時の横町の戸数は不明だが、『岩槻誌』には弘化4年(1847)の「家数」として「八十四軒」と紹介されており(註31)、それに基づけば、町内の半分程度が参加した大掛かりな寄進であったことがわかる。

秋葉神社は火防を守護とするが(註32)、秋葉信仰にもとづく常夜塔の寄進は、江戸時代を通じて火災が散見される横町とその周辺の人びとにとっては非常に大切な信心行為であったと思われる(註33)。常夜灯には「講中」などの表記はないが、実態としては横町・杉並町の人びとが中心となつて講(秋葉講)を組織して建立したと推察され、「世話人」とは講の世話役を意味したと考えられる。ここで注目したいのは、そのなかで佐五兵衛が「世話人」として横町の中心的な役割を担っていた様子がうかがえることである。この点は、江戸時代の横町における鈴木佐五兵衛家の社会的位置の一端を示すものとして指摘しておきたい。

(3) 三峯神社と鈴木佐五兵衛家

ここまで鈴木佐五兵衛家の歴史を辿ってきたが、最後に、三峯神社との関係について確認しておこう。「鈴木サゴヘイ」の存在が史料的に確認できたとして、三峯神社に「天保の人形」を「奉納」する理由が不明なためである。

三峯神社の創建時期についてははっきりしないが、現在の三峯神社一帯の土地が横町の「町内共有地」として登記されたのが、明治26年(1893)と明治39年(1906)で、明治41年(1908)6月に三峯神社の「新築記念石」が建立されていることから、明治末年には創建されていたものと思われる(註34)。

このうち明治26年(1893)に登記された「共有地」2畝16歩の土地は、旧横町の19名が「買受人」となつて共同で購入したもので、「旧横町」で作成された大正元年(1912)9月付の「記録簿」に記載さ

れた「横町共有地に関する控」には「買受人」の筆頭として鈴木佐吉の名前が確認できる（註35）。つまり、鈴木佐吉は三峯神社の創建に深く関与していたことが指摘できる。

また、三峯神社に残されている記念碑のうち明治43年（1910）建立の「苗木寄附連名」碑には、表面に寄附された苗木の種類・本数とその寄附者名が刻まれているが、15名の寄附者の先頭に「吉野桜三本 鈴木佐吉」が確認できる。このほかに、明治41年（1908）の「新築記念石」や同年6月に「三峰神社代参講記念」として奉納された手水石に刻まれた寄附者名には、佐吉の子息である「鈴木佐太郎」の名前がいずれも寄附者名の先頭に確認できる（註36）。三峯神社に残る記念碑等に鈴木佐五兵衛家の名前が確認できるだけではなく、いずれも寄附者連名の先頭に位置していることから、同家が三峯神社に係る寄附を主体的に行っていた様子が指摘できる。

以上から、明治末年の三峯神社の創建やその後の神社との関係について、鈴木佐五兵衛家が中心のかつ主体的に関与していたことは明らかである。特に、三峯神社の創建に係る共有地の購入に深く関わっていた点は注目される。これらの点をふまえれば、鈴木佐五兵衛家が三峯神社に同家所持の「天保の人形」を「奉納」したと考えても不自然ではないだろう。

伝承では「鈴木サゴヘイ氏」とされるが、佐吉が明治36年（1903）時点では「佐五兵衛四代目」を名乗っているように、少なくとも明治末年頃までは自他ともに「佐五兵衛」家という認識がなされていたと思われることから、この点も齟齬しない。鈴木佐五兵衛家の歴史的経済的な背景や三峯神社との関係を考慮すれば、同家が「天保の人形」の持ち主であったとする伝承は決して不自然ではなく、むしろ信憑性のあるものと考えられるのである。

三 「天保の人形」は誰がどのような目的で作ったのか

では、鈴木佐五兵衛家が元の持ち主であったとして、「天保の人形」は誰がどのような目的で作ったのだろうか。この点を考えるうえで、①「天保の人形」が〈人形神輿〉というスタイルであったこと、②「天保の人形」に付随する大小の木箱の墨書銘「天保十二年辛丑九月吉日」は重要な手掛かりとなる。

「天保の人形」という通称は、木箱の墨書銘に由来するが、『岩槻市史』の民俗史料編では、実はこの大小の木箱の存在を紹介しつつも、それが何を収めていたものなのかという点については明言されていない。残念ながら、この木箱については現存しないため、実際に確認することはできないのだが、次のような証言が残っている（註37）。

昭和五十三、四年頃のことと記憶しているが、当時の田中教育長から天保期の人形があるとの話があり栄町の夏祭りの時に始めて町会の人々と共に拝見した。人形は、桐材の小箱に入れて保管されていた。小箱のふた裏側に「天保十二年（一八四一）辛丑九月吉日」の墨書銘がある。また、人形を入れる堂が杉の木箱に収納されている。この木箱のふたにも「天保十二年辛丑九月吉日」の墨書銘がある。

これは昭和50年代の岩槻市史調査の際の様子について、当時市史編さん担当の職員であった飯山實氏が、昭和62年（1987）に振り返って書かれたものである。実物が残っていないため、現段階ではこの証言に則って、大小の木箱には「堂」（神輿）と人形がそれぞれ収められていたと考えておきたい。そのうえで、この木箱の墨書銘については神輿と人形の製作年月と考えるのが自然であろう。以下、これを前提に「天保の人形」の目的について検討していく（註38）。

(1) 天保十二年辛丑九月吉日の墨書銘

まず、「天保十二年辛丑九月吉日」という製作年月の意味から考えてみたい。なぜ天保12年(1841)9月に作られたのか。「天保の人形」の神輿部分に注目して考えれば、一般的に神輿などの祭礼用具の準備は、祭礼の執行に合わせて行われたであろうことは想像に難くない。

この点に関して、江戸の祭礼を研究している亀川泰照氏によれば、江戸時代の神田祭や山王祭をはじめとする江戸城下の祭礼では、大祭の年次は隔年などと定められていたが、経済的理由などによって延期や中絶されるなど、実際には数十年振りに実施される祭礼が多かったとされる(註39)。

亀川氏は、20年振りに執行された寛政11年(1799)の四谷稻荷・天王両社祭礼の準備過程を明らかにしているが、久々に実施される祭礼に際して、町々では祭礼日(6月18日)の3か月ほど前の3月下旬に実施可否の寄合を行い、5月1日に古くなって傷んでいる祭礼用具の修復費用の相談などを行っている。実際の修復はこれ以降に行われたと思われるが、町々ではいつ行われるかわからない祭礼の準備を事前に進めておくというよりも、祭礼の実施決定後、祭礼日に間に合わせるように準備を進めていた様子がわかる。また、江戸時代に製作された神輿であれば、製作月が祭礼月と一致しないは近似する事例が散見される(註40)。これらの点をふまえれば、神輿の製作年月からの祭礼において使用されたのかを調べるのが可能であろう。

江戸時代の横町には、町の鎮守としての氏神の存在は確認できないが、近隣には18世紀前期に創建したとされる杉並町の秋葉神社がある(註41)。同社が江戸時代にどのような祭礼を行っていたのかは詳らかではないが、「例祭」は4月18日とされている。このように横町付近の「九月吉日」の祭礼を調べていくと、行き着く先として浮上してくるのが、岩槻城下九町の総鎮守とされる久伊豆神社の祭礼である。

(2) 江戸時代の久伊豆神社の祭礼

現在の久伊豆神社では毎年10月19日に秋季例大祭が行われているが(註42)、江戸時代における久伊豆神社の祭礼については、宝暦6年(1756)9月に作成された「久伊豆神社由緒書」に次のように記されている(註43)。

祭礼の様子

一、当社祭礼之儀者、百拾九年以前寛永拾五戌寅年九月十九日に始まり、かく年御座候、屋舩ねり物品々踊狂舞等惣仕候、祭礼之度々に七月下旬に従町奉行様惣町名主被召寄被仰渡被下候事

これによれば、江戸時代の久伊豆神社の祭礼は隔年で執行され、祭礼日は9月19日であった。また、祭礼は7月下旬に岩槻藩の町奉行から城下九町の「惣町名主」に仰せ渡す形式で執行されることがわかる。ここで「惣町名主」とあるように、江戸時代の久伊豆神社の祭礼は岩槻藩の管理のもと岩槻城下九町を中心に執行され、久伊豆神社の神輿とともに「屋舩ねり物」などが城下を巡行した(註44)。そこには当然ながら横町も参加しており、その意味で、祭礼日と製作月日(「九月吉日」との一致は注目される。

では、天保12年(1841)に久伊豆神社の祭礼は執行されていたのだろうか。久伊豆神社の祭礼については岩槻藩儒の児玉南柯の日記に記述があることは知られているが、同日記は文政2年(1819)までしかない。「児玉南柯日記」からは、例えば文化8年(1811)、同10年(1813)、文政2年(1819)に執行されていたことが判明し、その周期から天保12年(1841)は祭礼年であることがわかる(註45)。そこで天保期の祭礼の状況について、岩槻城下近隣の加倉村浄国寺の「浄国寺日鑑」を調べた結果が【表】である。記事として執行状況が確

認できない年もあるが、「浄国寺日鑑」の天保12年（1841）9月16日・18日・21日・22日・28日、10月1日の条から、「当地祭礼」・「鎮守御祭礼」が行われていたことが確認できる（註46）。つまり、天保12年9月に久伊豆神社の祭礼は確かに執行されており、「天保十二年辛丑九月吉日」の墨書銘との一致が指摘できるのである。

ところで、前述したように久伊豆神社の祭礼は、城下九町が中心となつて執行されていたが、祭礼行列への参加も町ごとに行われていた。市宿町の名主を務めた勝田家文書のなかにある元文5年（1740）9月「古事新来之覚書」の一節には、久伊豆神社の祭礼の際の「神輿之供」の順番をめぐつて、「阿部伊予守様御代」に久保宿町と横町・新町との間で争論が発生し、その結果、「市宿町之昇り真先へ立、其跡へ横町と新町相続、其次へ当宿町相立、其次へ神輿、其跡へ窪宿町と扱入候て相済申事候」と内済したことが記されている（註47）。久伊豆神社の祭礼の場が各町の格式や町への帰属意識を顕在化する場であつたことから、こうした争論が発生したものと捉えられるが、そのことは「市宿町之昇り真先へ立」とあるように、おそらく町名を認めた「昇り」（幟）を立てている点にも指摘できる。久伊豆神社の祭礼では「屋鉢ねり物」も巡行しており、それらも町ごとに出されたものと推察される。この点で注目したいのが、「天保の人形」の神輿に横町の「よ」の金具が飾られていることである（画像2参照）。このことは、「天保の人形」が個人的なものではなく、横町のものであつたことを示している（註48）。以上、これまで述べてきた点をふまえれば、「天保の人形」は、久伊豆神社の祭礼における横町の屋台（「屋鉢」）ではないかとする仮説が成り立つのではないか。そして、この仮説に一定の信憑性を与えるのは、昭和8年（1933）9月17日付『東京朝日新聞』の「再び世に出る岩槻黒奴 四十八年目で復活」という見出し記事の次のような記述である（註49）。

かごには始め町の大盛が乗つたが、不思議なことに後でキット不幸があるといふので乗る者がなく、天保時代から架空の殿様杉平祭礼守の人形を乗せた。四十八年前最後の行列に黒奴の役を勤めた同町唯一人の古老中島源右衛門（七三）さんが今度の世話役で、五人の奴さんがお目見え。

見出しにあるように、これは、昭和8年（1933）9月の久伊豆神社の祭礼で48年振りに復活する「黒奴」を取り上げた記事である。記事では、黒奴とは「神輿、かご」などが並ぶ祭礼行列の先頭に立つて踊り歩く、黒木綿の半纏を着た町の若い衆のことで、右の引用箇所は祭礼行列の「かご」に関して述べられたものである。

ここでいう「杉平祭礼守」とは、古典落語の「粗忽の使者」に出てくる「杉平榎目正」という、架空の殿様をモデルにしたものと思われる（註50）。「天保の人形」は明らかに異国人風であるため、「杉平祭礼守の人形」が「天保の人形」のことを指しているとは考えにくい。ただ、「天保時代」から行列の「かご」に「人形」を乗せたという点は注目される。もちろん、これは伝承であるが、その情報源になつたと思われる記事中の「古老」は、当時の年齢から逆算すると万延元年（1860）頃の生まれであり、「天保時代」を生きた親世代から直接語り聞いた可能性も十分に考えられるだろう。

このように、「天保の人形」とは別に「杉平祭礼守の人形」の伝承が存在する点に、江戸時代の久伊豆神社の祭礼において〈人形神輿〉と近似するスタイルが広くみられた様子がかがえる。その意味で、「天保の人形」が久伊豆神社の祭礼における横町の屋台ではないかという仮説も、あながち見当違いではないように思われる。なお、江戸時代の祭礼では、三国志などの中国の歴史上の人物をモデルとした山車人形が流行しており、異国人風の「天保の人形」はそうした当時の流行の反映と理解できる（註51）。

最後に、前章で確認した「天保の人形」の持ち主とされる鈴木佐五兵衛家と久伊豆神社との関係について、以下の事実を指摘しておきたい。すなわち、久伊豆神社境内に日清戦争の従軍記念碑を建立するため、明治30年（1897）4月に作成された埼玉県知事宛の「建設願」に、同社の氏子総代の一人として鈴木佐吉が連署していることである（註52）。明治30年（1897）時点ではあるが、鈴木佐五兵衛家が久伊豆神社の氏子で、しかも氏子総代を務めていたことは、「天保の人形」と久伊豆神社の祭礼との関係を示唆し得る興味深い事実である。

また、この点は鈴木佐五兵衛家が、「天保の人形」を持っていたことのも理由としても注目される。「天保の人形」が横町の屋台であったならば、その管理・保管は横町が主体となつて行われていたはずである。しかし、横町では町の鎮守としての氏神の存在が確認できず、町として「天保の人形」を管理・保管できる場所が無かつた可能性がある。前章で確認したように、江戸時代における鈴木佐五兵衛家は経済的上層に位置し、かつ横町の人びとの中心的な役割を担っていた様子が垣間見られること、これに加えて久伊豆神社の氏子であったことが、同家が「天保の人形」を持っていた理由ではないかと思われる（註53）。いずれにしても、「天保の人形」と久伊豆神社の祭礼との関係は、鈴木佐五兵衛家が持ち主であったとする伝承とも矛盾しないどころか、むしろ共通点を見出せることは指摘しておきたい。

(3) 林道町「雛屋」との関係

ここまで「天保の人形」の目的について述べてきたが、では「天保の人形」はどこで、誰が製作したのだろうか。残念ながら、「天保の人形」それ自体に作者名等の墨書はなく、それを知り得る直接的な史料は残されていない。

ただし、「天保の人形」が製作されたと推定される天保12年（1841）頃に、横町近隣の林道町において「雛屋」が住んでいたことは注目される

（註54）。林道町の雛屋については、「浄国寺日鑑」をもとに、文化6年（1809）を史料上の初出として雛屋平八家が幕末まで存続していたこと、また19世紀前期の林道町には雛屋平八家以外にも同家の縁戚と思われる雛屋が存在していたことが明らかにされている。雛屋という屋号が必ずしも人形に係る職種であったことを意味しないが、雛屋平八は塗師としての仕事を請け負っていたことが判明し、漆器と人形との関連から、塗師屋と人形屋を兼ねていた可能性が指摘されている。

この林道町の雛屋と「天保の人形」との関係については、以下の点を指摘しておきたい。すなわち、林道町の雛屋と横町の町名主家との関係である。林道町の雛屋については宮城姓であったことが明らかにされているが、実は横町の町名主を務めた家も宮城姓を名乗っていることが確認できる（註55）。「浄国寺日鑑」などをもとに、現在判明し得る横町の名主・宮城家の名前を挙げれば、市左衛門（寛延4年（註56）、寛政6年（註57）、八郎右衛門（弘化3年（註58）、勇左衛門（弘化4年（註59）、樵太郎（慶応末年（註60）・明治2年（註61））が確認できる。横町に関するまとまった史料が確認できないため断片的ではあるが、江戸時代中期から幕末維新时期まで横町の名主は宮城家が断続的に務めていた様子がうかがえる。

この横町の名主・宮城家と林道町・雛屋の宮城家は、ともに浄国寺の檀家であったことが「浄国寺日鑑」から判明することから（註62）、両家は縁戚関係にあったと推定される。前述したように「天保の人形」が横町の屋台であったならば、その製作には当然ながら横町の町役人が関与したと思われる（註63）。この点で、横町の宮城家から縁戚の林道町・雛屋に依頼が行われていたとしても不自然ではないだろう。神輿には漆が使用されており、塗師の必要性の観点からも林道町・雛屋の関与は推測できる。

なお、前章で取り上げた秋葉神社の文政13年（1830）建立の常夜灯には、杉並町側に雛屋幸蔵、横町側に宮城勇左衛門の名前が確認で

き、鈴木佐五兵衛家との関係も推察できる（註64）。いずれも状況証拠でしかないが、林道町の雛屋とその周辺の関係からすれば、「天保の人形」が岩槻城下で製作された可能性も簡単には否定できないように思われる。

おわりに

わずかな伝承や史料を手掛かりに、「天保の人形」の来歴や目的を再検討してきた。直接的な史料が残されていないため、仮定や推測が多くなるを得なかったが、ひとまず本稿の内容をまとめておく。

まず「天保の人形」の持ち主「鈴木サゴヘイ」に関する伝承について、明治時代の横町に鈴木佐五兵衛が確かに存在し、同家が江戸時代後期には城下九町のうち横町で商家を営み、明治時代に入っても醸造業を中心に幅広く商売を展開していたことがわかった。江戸から明治にかけて鈴木佐五兵衛家は経済的上層に位置していたと見られ、「天保の人形」を製作しないしは維持・管理し得る条件を有していたといえる。また、鈴木佐五兵衛家は明治末年の三峯神社の創建にも深く関与するなど、三峯神社との主体的な関係も確認できた。これらの点をふまえると、持ち主「鈴木サゴヘイ」に関する伝承は信憑性のあるものと判断できる。以上から、本稿では、それまで鈴木佐五兵衛家で維持・管理されてきた「天保の人形」が明治末年の三峯神社の創建後に、同社に「奉納」されたものと考えておきたい。

次に、「天保の人形」の目的について、「天保十二年辛丑九月吉日」という木箱の墨書銘から、同年同月に執行された岩槻の総鎮守である久伊豆神社の祭礼との関係を指摘した。久伊豆神社の祭礼行列では城下九町が町ごとに「屋敷ねり物」などで城下を巡行したとされており、「天保の人形」の神輿にも横町の「よ」の金具が飾られている。以上から、本稿では、「天保の人形」は久伊豆神社の祭礼における横町の屋台であつ

たとする仮説を立てておきたい。この仮説を補強するものとして、①久伊豆神社の祭礼行列において「天保の人形」の〈人形神輿〉のスタイルと近似する「杉平祭礼守の人形」の伝承が存在すること、②明治時代の鈴木佐五兵衛家が久伊豆神社の氏子総代であったことを指摘したが、②については鈴木佐五兵衛家が「天保の人形」を維持・管理してきた理由のひとつであったと考える。

このように「天保の人形」が横町の屋台であったとすれば、その製作には横町の町役人の関与が推測される。この点で、江戸時代中期以降、横町の名主を断続的に務めていた宮城家の縁戚に林道町の雛屋がおり、塗師の仕事を請け負っていた点は注目される。直接的な史料がないため、あくまで状況証拠ではあるが、横町名主家との関係性の面からいえば、林道町・雛屋が「天保の人形」の製作に関与した可能性も考えられなくはないだろう。

以上、「天保の人形」について再検討してきた結果、目的としては久伊豆神社の祭礼との関係が浮上するとともに、製作の面からは林道町の雛屋との関係が浮かび上がった。いずれも仮説や推測の域を出ないが、〈人形神輿〉というスタイルについては他に類例を見つけないことができず（註65）、この点からも「天保の人形」が岩槻の地域性を帯びた、岩槻ゆかりの人形として評価し得る可能性があることは強調しておきたい。

また、本稿を通して、横町で商家を営んでいた鈴木佐五兵衛家が、江戸時代後期から明治時代にかけての岩槻において経済的上層に位置しながら、寄進の「世話人」や氏子総代を務めるなど、当該時期の地域における経済的社会的な役割の一端を担っていた様子が浮かび上がったように思われる。この点は、今後、近世・近代の岩槻および横町の歴史を明らかにしていく際に注目しておく必要があるだろう。

残された課題は多いが、ひとつは、やはり「天保の人形」が〈人形神輿〉であった理由である。「杉平祭礼守の人形」の伝承も含めれば、一

般的な屋台ないしは山車ではなく、神輿や「かご」に人形を乗せるとい
うスタイルが志向された理由を、久伊豆神社の祭礼や地域性との関わり
で検討していく必要があるだろう。ふたつには天保12年(1841)に
製作されたことの必然性を明らかにすることである。この点は久伊豆神
社の祭礼の執行状況との関係や天保の飢饉などの社会状況との関係を視
野に入れて検討する必要がある。これらの課題は、「天保の人形」の歴
史的意義を明らかにするためにも必要不可欠な問題である。今後も引き
続き検討していきたい。

註

- (1) 江戸時代の岩槻城下九町とは、市宿町・新町・横町・久保宿町・渋江町・田中町・富士宿町・林道町・新曲輪町を指し、総称として「岩槻宿」とも呼ばれた(『岩槻市史 通史編』岩槻市役所市史編さん室、1985年など参照)。なお、城下九町は明治7年(1874)の合併によって「岩槻町」となった後は、「字」としてその名称が存続しようだが、横町については「昭和七、八年頃」に「栄町」に変更している(『岩槻市史 民俗史料編』(岩槻市役所市史編さん室、1984年、137頁)。本稿では煩雑さを回避するため、明治以降も横町と呼ぶ。
- (2) 『岩槻市史料 第15巻 民俗調査報告書3』(岩槻市役所内市史編さん室、1982年)。
- (3) 前掲註1『岩槻市史 民俗史料編』。
- (4) 「天保の人形」に言及した文献としては、埼玉県立博物館編『日光御成道(歴史の道調査報告書・第2集)』(埼玉県教育委員会、1984年)、菊地不ほか『岩槻・城と町まの歴史』(聚海書林、1987年)、『百年誌 岩槻の人形』編纂委員会編『百年誌 岩槻の人形』(岩槻人形協同組合、2017年)がある。
- (5) 岩槻人形史に関する最新の研究成果は、展覧会図録『THE 岩槻の人形史―受け継がれし人形、ここに見参―』(さいたま市岩槻人形博物館、2025年)を参照。なお、本稿は、さいたま市岩槻人形博物館の開館5周年記念特別展「**THE 岩槻の人形史―受け継がれし人形、ここに見参―**」(会期…2025年10月4日～11月30日)に係る調査研究の成果である。「天保の人形」については、前述の展覧会図録においても言及しているが、紙数の都合で史料や論証などは大幅に割愛した。本稿は割愛した内容をもとにあらためて成稿したものである。
- (6) 例えば、江戸時代の岩槻城下九町については、基礎的な事実が前掲註1『岩槻市史 通史編』などにまとめられているが、城下九町の社会構造や運営のあり方とその歴史の変遷、また岩槻藩の領主支配との関係など未解明な点は多い。そして、これらの問題のベースとなるはずの各町レベルの研究についてはほとんど実態解明が進んでおらず、未だ基礎的な事実を発掘し、積み重ねていく段階にある。この点は横町についても同様であり、「天保の人形」を検討する過程で明らかになるひとつひとつの史実は、その意味で意義あるものと考えている。なお、横町について付言すれば、江戸時代の町高は「旧高田領取調帳」では198石余、江戸時代においては「半農半商」の町とされ(前掲註1『岩槻市史 通史編』520頁)、明治以降は「日常の買物は横町で全部済ませることができた」といわれるほど商店が軒を連ねていたとされる(前掲註1『岩槻市史 民俗史料編』137頁)。
- (7) 「天保の人形」の呼称については、本来ならば神輿の表記もすべきだが(例えば、「天保の人形」と神輿など)、煩雑さを回避するため、本稿では神輿も含めて「天保の人形」と呼ぶ。
- (8) 前掲註1『岩槻市史 民俗史料編』289頁。
- (9) 前掲註1『岩槻市史 民俗史料編』288頁。
- (10) 「天保の人形」については、安永9年(1780)に岩槻藩の飛地である安房国朝夷郡南朝夷村の沖合いに漂着した清国商船「元順号」遭難一件に関係するものであるという。伝承もある。そこで、この「伝承」

について付言しておきたい。これについては、昭和62年(1987)に刊行された『岩槻・城と町まちなちの歴史』のなかで「最近この人形が、安永九年(一七八〇)当時岩槻藩領の飛地であった房州千倉海岸に漂着した清国の船「元順」号の守護で、乗組員七十八人が救助された際のお札に一番大切な人形を置いていったのではないかといわれていた」と紹介されている(前掲註4『岩槻・城と町まちなちの歴史』118頁)。ただし、ここで「最近」と述べられているように、この「伝承」は『岩槻市史料』の民俗調査報告書や『岩槻市史』民俗史料編には収録されておらず、横町で語り継がれてきた伝承とは言いがたい。この「伝承」は、昭和60年(1985)頃に「天保の人形」の修復を行った際に浮上した「推測」であったことが、昭和60年7月18日付の『朝日新聞』(「人形の町に中国の人形」)の記事から確認できる(本記事については、戸塚隆氏よりご教示いただいた)。この「推測」は、「元順号」遭難一件に係る文書のなかに「流着之時居小屋へうつし奉し船神とも守護神とも相見申候神躰を船頭両手に捧げ」(原口扁舟『房州千倉文書』岩槻郷土図書館刊行会、1977年、82～83頁)との記述があることから、この「神躰」を「天保の人形」と解釈して救助のお札として置いていったと「推測」したものである。しかし、この記述は清国の乗組員が迎え船に乗り込み村を出立する際に、清国人の船頭が「神躰」を捧げながら船に乗り込んでいく様子を記録したものである。お札に置いていったという記述がないのはもちろんのことだが、これから船に乗り込むのに「船神」(守護神)である「神躰」を置いていくとは考えにくい。もっとも「船神」の「神躰」が人形の形態であったのかも不明であり、また「神躰」は手に捧げながら歩くことが可能な小型の寸法だった様子など疑問点は多く、「元順号」遭難一件説には首肯しがたい。そのため本稿では、持ち主に關する伝承と木箱の墨書銘を手掛かりに検討を進めていく。

(11) 前掲註2『岩槻市史料』第15巻 民俗調査報告書3』34頁。

(12) 前掲註1『岩槻市史 民俗史料編』。

(13) 前掲註4『百年誌 岩槻の人形』58頁。

(14) 『明治前期産業発達史資料 勸業博覧会資料 168』(明治文献資料刊行会、1975年) 埼玉県の12頁。

(15) 明治19年1月「醬油売出し」(吉田(実)家文書1705、埼玉県立文書館蔵)。

(16) 明治36年1月「道路修繕之碑」(猿田彦神社、さいたま市岩槻区本町2-1-12)。なお、碑文の一部は『岩槻市史 金石史料編2』(近世・近代・現代史料)『(岩槻市役所市史編さん室、1984年)』に翻刻されている。

(17) 田口浪三他編『埼玉県営業便覧』(全国営業便覧発行所、1902年) 当館蔵。

(18) 前掲註1『岩槻市史 通史編』938頁。

(19) 明治30年「南埼玉郡所得税下調査」(『越谷市史 第5巻(史料3)』越谷市、1974年)。

(20) 「京橋区将監河岸第二十三ノ二号」(明治17年・河岸地免許証台帳・京橋区3冊の内2・地理課) 東京都公文書館蔵601・A6・14、『日本紳士録第1版』(交詢社、1889年) など。

(21) 「第1種・明治22年5月起建物認可台帳・麴町、神田区・全6冊の1・市区改正掛」(東京都公文書館蔵601・B5・10) や「第1種・明治22年4月(旧) 基本財産河岸地台帳・京橋区・16冊の内全3冊の2・地理課」(東京都公文書館蔵601・B4・16) からは、「鈴木佐五兵衛」の家に「鈴木佐吉」が居住していることが確認できる。また、「河岸地借用換願ノ件」(明治28年・第二課文書類別・地理・第1種・共13冊の8・河岸地二閑スル書類・3(61-131号)) 東京都公文書館蔵601・C5・08) などからは、「鈴木佐五兵衛」の戸籍が「埼玉県」に置かれていること、「鈴木佐五兵衛」が所有する将監河岸の河岸地免許を「鈴木佐吉」に書き換える届け出がなされていることを確認できる。

(22) 明治20年「醬油醸造組合約書」(『草加市史 資料編 3』草加市、

1992年。

(23) 『明治前期産業発達史資料 勸業博覧会資料 134』(明治文献資料刊行会、1974年) 埼玉県の110頁。

(24) 『東京諸営業員録 一名・買物手引』(賀集三平、1894年) など。

(25) 明治41年2月13日「岩槻町の昨今」『埼玉新報』(『岩槻市史 近・現代史料編 2 (新聞史料)』岩槻市役所市史編さん室、1981年) 28頁。

(26) 『岩槻市史 近世史料編 4 「2」(地方史料下)』(岩槻市役所市史編さん室、1982年) 556～557頁。

(27) 慶応3年2月「相渡申質地証文之事」(新井信一家文書、さいたま市アーカイブズセンターマイクログラフ資料版)。

(28) 明治4年6月12日「夏秋両成永金取立帳」『岩槻市史 近世史料編 4 「1」(地方史料上)』(岩槻市役所市史編さん室、1982年)。

(29) 「杉並町」については、史料上、「杉並」・「杉並町」・「林道杉並町」・「林道町杉並」・「林道杉並」などの表記が確認でき、前掲註1『岩槻市史通史編』では「林道・杉並町」と呼んでいる(535頁)。地理的に林道町に付随することから同町と一帯で認識されてきたものと思われるが、本稿では秋葉神社内の文化3年(1806)の庚申塔の表記(「杉並町講中」)に従って「杉並町」と呼称する。

(30) 文政13年9月常夜灯(秋葉神社、さいたま市岩槻区仲町1-1-12)。なお、寄附者名は前掲註16『岩槻市史 金石史料編 2 (近世・近代・現代史料)』に翻刻されている。

(31) 島田午蔵『岩槻誌』(大和学芸図書、1979年(初版1915年)) 136頁。

(32) 以下、秋葉神社については、秋葉町自治会・自治会氏子総代会作成の「火防の神 秋葉神社」(リーフレット、2012年) および「秋葉神社 御由緒」参照。

(33) 「児玉南柯日記」によれば、文化5年12月26日や文化11年11月28日に横町での火災が確認できる(『岩槻市史 近世史料編 1 (児玉南柯日記)』

岩槻市役所、1980年)。

(34) 三峯神社に係る土地の登記については、明治41年6月「□峰社新築記念石」(三峯神社、さいたま市岩槻区本町4-9-8)の碑文参照。なお、碑文の一部は前掲註16『岩槻市史 金石史料編 2 (近世・近代・現代史料)』に翻刻されている。

(35) 大正元年9月「記録簿 旧横町」(さいたま市岩槻区栄町自治会蔵)。

(36) 鈴木佐吉の子息が「鈴木佐太郎」であることは、前掲註35「記録簿 旧横町」に記載の「横町共有地に関する控」より判明する。

(37) 飯山實「岩槻の人形について」(『埼玉史談』34巻3号、通巻211号、1987年) 4頁。

(38) もっとも、この大小の木箱が「天保の人形」の製作時点で作られた共箱であったとの確証はない。だが、人形も神輿もそれぞれサイズが異なり、また相応の大きさがあることから、後年になって「天保十二年辛丑九月吉日」の墨書銘のある大小の木箱を見繕って収納したとは考えにくい。また、箱よりも前に人形や神輿が製作されていた可能性についても否定はできないが、もし仮にそうであったとしても、天保12年9月にあらためて木箱が作られたことの意味は、「天保の人形」の目的と関わって問われる必要がある。本稿では製作年月と仮定して論を進めていくが、その意味で、「天保十二年辛丑九月吉日」の墨書銘を検討することは、それが製作年月か否かに関わらず、「天保の人形」の目的を明らかにすることに繋がると考える。

(39) 亀川泰照「江戸の鎮守祭礼と山車屋―四谷稲荷・天王両社祭礼を中心に―」(『駒沢史学』89号、2017年)。

(40) 例えば、文化財指定の神輿でいえば、岐阜県安八郡神戸町の日吉神社の神輿(岐阜県指定重要有形民俗文化財)は貞享4年4月(1687)に製作され、江戸時代における祭礼は毎年4月に行われている(『神戸町史 上巻』神戸町、1969年)。

(41) 秋葉神社については、「新編武蔵風土記稿」には横町の項目に記載され

- ているが、『新篇武蔵風土記稿』第7(巻190-225)歴史図書社、1969年)、例えば18世紀中期に作成されたと推定される「岩槻城并侍屋敷城下町迄総絵図」には横町口の外に描かれている(『岩槻市史近世史料編3「1」(藩政史料上)・岩槻市役所、1981年、附図参照)。また秋葉神社内には「杉並町講中」による庚申塔があるように、実態としては杉並町の氏神であったと考えられる。そのことは近代における同社の管理のあり方からも明らかと思われる(前掲註1『岩槻市史民俗史料編』)。なお「新編武蔵風土記稿」には杉並町の項目がなく、同書編纂時には「独立した町」として認識されていなかったものと思われる。現段階では、そのために秋葉神社が横町の項目に記載されたと考えておきたい。
- (42) 「武州岩槻総鎮守 久伊豆神社」ホームページ <https://www.hisaiju.jp/> (最終閲覧日2026年2月4日)。
- (43) 宝暦6年9月「久伊豆神社由緒書」(『埼玉叢書 第3新訂増補』国書刊行会、1970年)202頁。なお史料の引用に際し、旧字は新字に改めている。
- (44) 江戸時代の久伊豆神社の祭礼については、さいたま市ホームページ「岩槻城跡を探索」<https://www.city.saitama.lg.jp/004/005/006/013/002/p078002.html>に掲載されている「第7調査室 北の備え新正寺曲輪 調査レポート① 新正寺曲輪と久伊豆明神」が的確にまとめており参考となる(最終閲覧日2026年2月4日)。
- (45) 「児玉南柯日記」(前掲註33『岩槻市史 近世史料編1(児玉南柯日記)』)。
- (46) 「浄国寺日鑑」(『岩槻市史 近世史料編2「2」(浄国寺日鑑 中)』岩槻市役所市史編さん室、1981年)816・817頁。
- (47) 元文5年9月「古事新来之覚書」(前掲註26『岩槻市史 近世史料編4「2」(地方史料下)』520頁)。
- (48) ただし、「天保の人形」の神輿にも幾度かの修復の過程で後世の手が入っており、この「よ」の金具が天保12年(1841)当初から付いていたものかは不明である。昭和55年(1980)に撮影された写真(前掲註5『EHC』岩槻の人形史―受け継がれし人形、ここに見参!―参照)では「よ」の金具が確認できることから、それ以降に付けられたものではないことだけは明らかである。また、横町は昭和7・8年(1932・33)頃に「栄町」に町名を変更していることから、町名変更以前に付けられたことまでは推測できるが、しかし明治・大正・昭和初期に新たに付け加えられた可能性も考えられなくはない。本稿では、久伊豆神社の祭礼のあり方が町単位であることから、当初より神輿に町名が飾られていたと推測しておきたい。
- (49) 昭和8年9月17日「再び世に出る岩槻黒奴 四十八年目で復活」(前掲註25『岩槻市史 近・現代史料編2(新聞史料)』300頁)。
- (50) 「粗忽の使者」(富田宏編『古典落語全集』金園社、1969年)95頁。なお「杉平榎目正」は、落語において殿様(大名)の表象のひとつとして使用されていたとされる。
- (51) 川添裕「江戸庶民がみる異国/自国の形象」(『国立民族学博物館調査報告』104、2012年)など参照。
- (52) 明治30年4月「神社境内へ記念碑建設願」(『岩槻市史 近・現代史料編1(近代史料)』岩槻市役所市史編さん室、1984年)。
- (53) なお、鈴木佐五兵衛家が江戸時代の横町において町名主などを務めていた様子は確認できず、町役人として「天保の人形」を保管していたとは考えにくい。
- (54) 以下、林道町の「雛屋」については、岩田明日香「岩槻の『雛屋』を追う―近世史料からみる岩槻の人形史―」(前掲註5『EHC』岩槻の人形史―受け継がれし人形、ここに見参!―)参照。
- (55) 戦国時代の岩付太田氏の重臣に宮城氏がいることはよく知られている史実だが、『岩槻市史』では天正18年(1590)の「小田原の役」後の岩付太田氏家臣の動向にふれて、「宮城氏は、慶長十九年(一六一四)秀忠に召されて旗本となったが、別家は岩槻城下横町に居住し、浄国寺

の檀越となった」と述べている（前掲註1『岩槻市史 通史編』406頁）。この「宮城氏」が江戸時代の横町の名主・宮城家であったと考えられる。

(56) 「浄国寺日鑑」寛延4年4月14日条（『岩槻市史 近世史料編2「1」（浄国寺日鑑上）」岩槻市役所、1981年）。

(57) 「浄国寺日鑑」寛政6年12月20日条（前掲註56『岩槻市史 近世史料編2「1」（浄国寺日鑑上）」）。

(58) 弘化3年3月「送り一札之事」（坂東家文書857、埼玉県立文書館蔵）。

(59) 「浄国寺日鑑」弘化4年3月20日条（『岩槻市史 近世史料編2「3」（浄国寺日鑑下）」岩槻市役所市史編さん室、1981年）。

(60) 前掲註31『岩槻誌』では、「慶応末年」の城下町の名主らを列挙しており、横町の名主として「宮城樵太郎」の名前と「持高十二石」が確認できる（同146頁）。

(61) 明治2年3月「人別引取一札之事」（銚子口区有文書1463、埼玉県立文書館蔵）。

(62) 例えば、「浄国寺日鑑」嘉永6年1月24日条では浄国寺が「御寺請取」が済んだことを知らせた「檀中并二世話人中」が列挙されているが、そこに「林道町 宮城平八・横町「宮城勇左衛門 同儀兵衛」の名前が確認できる（前掲註59『岩槻市史 近世史料編2「3」（浄国寺日鑑下）」110頁）。

(63) もっとも「天保の人形」の保管を鈴木佐五兵衛家が行っていたことからすれば、製作についても同家が資金的な面で関与していた可能性が考えられるだろう。

(64) 宮城勇左衛門については、碑文が剥落しており、苗字の一部が確認できないが（「□城勇左衛門」）、当該時期の「浄国寺日鑑」の記述などから「宮城勇左衛門」と判断した。

(65) なお、人形以外では、田無神社（東京都西東京市田無町3-7-4）の獅子頭（西東京市指定文化財）の例がある。獅子頭は神輿の堂に収めら

れており、構造は「天保の人形」と同じである（「田無神社」ホームページ <<https://www.tanashinjia.or.jp/>>（最終閲覧日2026年2月15日））。この獅子頭の神輿は、昭和20年（1945）頃まで行われていた「雨乞い」の際に担がれ練り歩いたとされる（『田無市史 第4巻（民俗編）』田無市企画部市史編さん室、1994年、449頁）。

〔付記〕

本稿の作成にあたっては、さいたま市岩槻区栄町自治会の皆様に大変お世話になりました。とりわけ自治会長の松野幸美氏、遊馬弘氏には聞き取り調査や資料の提供など多大なご協力を賜りました。ここに記して厚く御礼申し上げます。

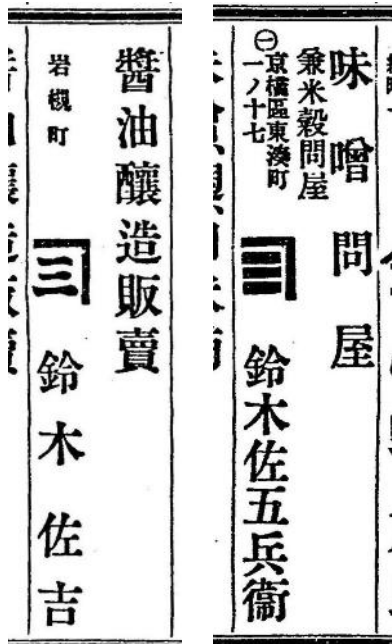
（はやし・しんいちろう さいたま市岩槻人形博物館学芸員）



画像2
「天保の人形」(人形と神輿)
さいたま市岩槻区栄町自治会蔵



画像1
「天保の人形」(人形)
さいたま市岩槻区栄町自治会蔵



画像3 (右)・画像4 (左)
『日本全国商工人名録』部分 (日本商
工人名録発行所、1892年) 国立国会
図書館デジタルコレクションより転載

表 「浄国寺日鑑」にみる天保期の久伊豆神社の祭礼

和暦	西暦	執行	備考
天保2年	1831	○	
天保4年	1833	○	
天保6年	1835		「浄国寺日鑑」に記述なし
天保8年	1837		「浄国寺日鑑」に記述なし
天保10年	1839		「浄国寺日鑑」に天保10年9月の項なし
天保12年	1841	○	
天保14年	1843		「浄国寺日鑑」に記述なし

※「浄国寺日鑑」は『岩槻市史 近世史料編 2 [2] (浄国寺日鑑 中)』（岩槻市役所市史編さん室、1981年）参照。

さいたま市岩槻人形博物館 紀要 第2号

発行日 令和8年(2026)3月31日

編集・発行 さいたま市岩槻人形博物館

〒339-0057

さいたま市岩槻区本町6-1-1

電話 048-749-0222

FAX 048-749-0225



岩槻人形博物館
IWATSUKI NINGYO MUSEUM